

障がい者（児）福祉のてびき

＜共に生きる社会をめざして＞



令和7年度（2025年度）版

吹 田 市



この冊子を御利用の方へ

この冊子は、令和7年7月1日現在で編集しており、その後、内容が変わることがあります。また、内容の一部について、簡潔に表現しているところがありますので、詳しくは担当の窓口までお問い合わせください。

なお、冊子では「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」を「障害者総合支援法」と表記しています。

も く じ

制度対象者一覧表	1~6
身体障がい者手帳について	7
療育手帳について	8

1 相 談 機 関 等

(1) 吹田市障がい福祉室	9
(2) 障がい者相談支援センター	9~11
(3) 吹田市立こども発達支援センター	11
(4) 地域保健課（吹田市保健所内）	11
(5) 大阪府障がい者自立相談支援センター（身体障がい者支援課）	11
(6) 大阪府障がい者自立相談支援センター（知的障がい者支援課）	12
(7) 大阪府吹田子ども家庭センター	12
(8) 吹田市教育委員会学校教育室	12
(9) すいた障がい者就業・生活支援センター	12
(10) OSAKAしごとフィールド	12
(11) (独)高齢・障害・求職者雇用支援機構大阪支部 大阪障害者職業センター	12
(12) ハローワーク淀川（淀川公共職業安定所）専門援助部門	12
(13) 視覚障がい者リハビリテーション	12~13
(14) 関係機関	13

2 医 療

(1) 重度障がい者（児）医療費助成制度	14
(2) 自立支援医療（更生医療）	14
(3) 自立支援医療（育成医療）	14
(4) 特定医療費（指定難病）助成	14
(5) 小児慢性特定疾病医療費助成	15
(6) 障がい者（児）歯科診療	15
(7) 障がい者歯科健康診査	15
(8) 障がい者（児）のお口のケアとリハビリテーション	15
(9) 吹田市要介護者（児）訪問歯科健康診査	16
(10) 重度障がい者訪問診査	16
(11) 後期高齢者医療制度の被保険者の認定	16

3 給 付 等

(1) 補装具費の支給	17
(2) 重度身体障がい者（児）等日常生活用具の給付	18~22
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	22~23
(4) 難聴児補聴器購入等助成券等の交付	23
(5) 福祉電話の貸与	23
(6) 車椅子の貸出し	23

4 介 護

(1) 手話通訳者派遣	24
(2) 要約筆記者派遣	24
(3) 入院時コミュニケーション支援	24
(4) 訪問入浴サービス	24
(5) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス	24

5 手当・年金等

(1) 特別児童扶養手当	25
(2) 児童扶養手当	25
(3) 障がい児福祉手当	25
(4) 特別障がい者手当	26
(5) 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金（在宅生活応援制度）	26
(6) 障がい基礎年金	27
(7) 障がい者（児）扶養共済	27
(8) 吹田市在日外国人重度障がい者給付金	28
(9) 大阪府重度障がい者特例支援給付金	28

6 貸付・助成

(1) 生活福祉資金貸付	29
(2) 自動車改造費助成	29
(3) 自動車運転技能習得助成	29
(4) 重度身体・知的障がい者（児）介護者自動車運転技能習得助成	29
(5) 福祉サービスに係る診断料の自己負担金助成	29
(6) 身体障がい者手帳診断料の自己負担金助成	29
(7) 福祉タクシー利用券の交付	30
(8) リフト付き福祉タクシー利用券の交付	30
(9) タクシー料金の障がい者割引	30
(10) 重度障がい者等住宅改造助成金	30
(11) 家具等転倒防止器具設置助成	30

7 減免・割引など

(1) 所得税等の所得控除額等	31～32
(2) 軽自動車税種別割の減免	32
(3) 自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免	33
(4) 交通運賃の割引	34～35
(5) 有料道路通行料金の割引	36
(6) NHK受信料の減免	36
(7) 点字郵便物の無料扱い	37
(8) 吹田市民プールほか体育施設個人使用料の減免	37
(9) 青い鳥葉書の配布	37

(10) 携帯電話料金割引	37
(11) 万博公園の入園料・駐車場使用料の免除	38
(12) NTT104無料番号案内	38
(13) バリアフリー改修した住宅の固定資産税の減額	39
(14) 市営自転車駐車場の定期使用料の割引	39

8 文化・社会活動

(1) 点字版・声の市報すいたの発行	40
(2) 点字・録音図書・LLブックの貸出、デジジー図書再生機の貸出	40
(3) 対面朗読	40
(4) 図書の郵送貸出	40
(5) 福祉団体活動	41
(6) ボランティア活動	42
(7) 手話講習会	43
(8) 要約筆記奉仕員養成講座	43
(9) 点字講習会	43

9 その他

(1) 福祉住宅の入居	44
(2) 駐車禁止除外指定車標章の交付	44
(3) 大阪府障がい者等用駐車区画利用証制度	45
(4) 吹田市安心サポート収集	45
(5) 吹田市災害時要援護者支援制度	46
(6) 郵便等による不在者投票制度	46
(7) 聴覚や音声言語機能の障がいがある方向けの119番通報	47

別表1 身体障害者障害程度等級表	48～51
別表2 点字図書館	52
別表3 点字出版施設	52
別表4 市内障がい者入所施設	52
別表5 市内計画相談支援事業所	53
別表6 市内障がい児福祉施設	54～56
別表7 市内通所系サービス事業所	57～61
別表8 市内訪問系サービス事業所	62～65
別表9 日中一時支援事業所	65
介護保険と障がい者福祉施策	66～67

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	項目	制度名称 頁 等級・程度	医療										
			医療費助成制度者	（自立更生医療）療	（自立育成医療）療	（特定指定難病）療助成費	小児慢性特定疾病	障がい者（児）歯科診療	障がい者歯科健康診査	障がい者（児）のお口のケアとリハビリテーション	訪問歯科健康診査	吹田市要介護者（児）訪問歯科健康診査	重度障がい者訪問診査
			14	14	14	14	15	15	15	16	16	16	16
障がい者手帳（身体障がい）	視覚障がい	1	○	○					○	○			○
		2	○	○					○	○			○
		3	(注1)	○					○	○			○
		4	(注1)	○					○	○			
		5	(注1)	○					○				
		6	(注1)	○					○				
	聴覚または平衡機能の障がい	2	○	○					○	○			○
		3	(注1)	○					○	○			○
		4	(注1)	○					○	○			
		5	(注1)	○					○				
		6	(注1)	○					○				
	音声・言語機能の障がい	3	(注1)	○					○	○			○
		4	(注1)	○					○	○			○
	肢体不自由（上肢・下肢）	1	○	○					○	○			○
		2	○	○					○	○			○
		3	(注1)	○					○	○			○
		4	(注1)	○					○	○			○
		5	(注1)	○					○				
		6	(注1)	○					○				
	内部障がい（心臓・脳・呼吸器等）	1	○	○					○	○			○
		2	○	○					○	○			○
		3	(注1)	○					○	○			○
		4	(注1)	○					○	○			
	知的障がい（療育手帳）	A	○						○	○			○
B 1		(注1)						○	○				
B 2								○	○				
難病	(注2)				○	○							

(注1) 身体障がい者手帳と療育手帳（B 1）を併せ持つ方が対象になります。

(注2) 障がい年金1級又は特別児童扶養手当1級に該当する方が対象になります。

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	項目 制度名称 等級・程度	給付等					介護					
		補装具費の支給	重度身体障がい者（児）日常生活用具の給付等	小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付	難聴児補聴器購入交付	福祉電話の貸与	車椅子の貸出し	要約通訳者派遣	入院時コンシェルジュ	訪問入浴サービス	障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス	
		17	18～22	22～23	23	23	23	24	24	24	24	
障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1	○	○			○		○	○	○	
		2	○	○			○		○	○	○	
		3	○	○					○		○	
		4	○	○					○		○	
		5	○	○					○		○	
		6	○	○					○		○	
	聴覚または平衡機能の障がい	2	○	○			○		○	○	○	
		3	○	○					○		○	
		4	○	○					○		○	
		5	○	○					○		○	
		6	○	○					○		○	
	音声・言語、そしゃく機能の障がい	3	○	○					○		○	
		4	○	○					○		○	
		肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1	○	○			○		○	○	○
			2	○	○			○		○	○	○
			3	○	○					○		○
			4	○	○					○		○
	5		○	○					○		○	
	6		○	○					○		○	
	内部障がい（心臓・脳・呼吸器等）	1	○	○			○		○	○	○	
		2	○				○		○	○	○	
		3	○	○					○		○	
		4	○	○					○		○	
知的障がい（療育手帳）	A		○					○		○		
	B 1							○		○		
	B 2							○		○		
難病		○	○	(注1)				○		○		

(注1) 小児慢性特定疾病医療費助成の認定を受けている在宅の方。

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	項目	手当・年金等											
		特別児童扶養手当	児童扶養手当	障がい児福祉手当	特別障がい者手当	大阪府重度障がい者給付金	障がい基礎年金	障がい者（児）扶養共済	吹田市在日外国人重度障がい者給付金	大阪府重度障がい者特別支援給付金	生活福祉資金貸付		
	制度名称 等級・程度	25	25	25	26	26	27	27	28	28	29		
障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1	○	○	(注1)		(注2)		○	○	○	○	
		2	○	○	(注1)		(注2)		○	○	○	○	
		3	○						○				○
		4											○
		5											○
		6											○
	聴覚または平衡機能の障がい	2	○	○	(注1)		(注2)		○	○	○	○	
		3	○						○			○	
		4										○	
		5										○	
		6										○	
													○
	音声・言語の障がい	3	○						○			○	
		4										○	
		1	○	○	(注1)		(注2)		○	○	○	○	
		2	○	○	(注1)		(注2)		○	○	○	○	
		3	○						○			○	
		4	○									○	
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	5										○	
		6										○	
		1	(注1)	○	(注1)		(注2)		○	○	○	○	
		2	(注1)	○	(注1)		(注2)		○	○	○	○	
		3	(注1)						○			○	
		4	(注1)									○	
知的障がい	A	○	○	(注1)		(注2)		○	○	○	○		
	B 1	○						○			○		
	B 2	(注1)						○			○		
難病		(注1)											

(注1) 診断書の提出により認定の可否を判定します。

(注2) 身体障がい者手帳と療育手帳を併せ持つ方が対象になります。

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	項目 制度名称 等級・程度	貸付・助成										所得控除額等の	
		自動車改造費助成	自動車運転技能習得助成	重度身体・知的障がい者（児）介護者自動車運転技能習得助成	福祉サービスに係る診断料の自己負担金助成	身体障害者手帳診断料の自己負担金助成	福祉券の交付	福祉券の交付	タクシー料金の割引	住宅改造が助成者金等	器具等転倒防止		所得控除額等の
		29	29	29	29	29	30	30	30	30	30	31~32	
障がい（身体障がい者手帳）	視覚障がい	1	○	○	○	○	○		○	○	○	○	
		2	○	○	○	○	○	○		○	○	○	
		3				○	○			○			○
		4				○	○			○			○
		5				○	○			○			○
		6				○	○			○			○
	聴覚または平衡機能の障がい	2		○	○	○	○			○	○	○	○
		3		○		○	○			○			○
		4		○		○	○			○			○
		5		○		○	○			○			○
		6		○		○	○			○			○
		3		○		○	○			○			○
	音声・言語機能の障がい	4		○		○	○			○			○
		1	○	○	○	○	○	○	(注1)	○	○	○	○
		2	○	○	○	○	○	○	(注1)	○	○	○	○
		3	○	○		○	○			○	○		○
		4	○	○		○	○			○			○
		5	○	○		○	○			○			○
内部障がい（心臓・じん臓・呼吸器等）	6	○	○		○	○			○			○	
	1		○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	
	2		○	○	○	○	○		○	○	○	○	
	3		○		○	○			○			○	
(療育手帳)	知的障がい	A			○	○	○		○	○	○	○	
		B 1				○						○	
		B 2				○						○	
難病													

(注1) 上肢のみ除く。

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別		項目 制度名称 等級・程度	減免・割引など											
			・（軽）環境性能割の減免割	交通運賃の割引	有料道路通行料金の割引	NHK受信料の減免	点字郵便物の無料扱い	吹田市民プールほか体育施設個人使用料の減免	青い鳥葉書の配布	携帯電話料金割引	万博公園の入園料の免除・駐車場使用料の免除	無料番号1案内4	Nの固定資産税の減額	市の定期使用料の割引
			32～33	34～35	36	36	37	37	37	37	38	38	39	39
障がい者手帳	身体障がい	視覚障がい	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	
		3	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
		4	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
		5	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
		6	○	○	○	○		○		○	○	○	○	
	聴覚または平衡機能の障がい	2	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
		3	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		4	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		5	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		6	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		音声・言語、そしゃく機能の障がい	3	○	○	○	○		○		○	○		○
	4		○	○	○	○		○		○	○		○	○
	肢体不自由（上肢・下肢・体幹）	1	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		2	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○
		3	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		4	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		5	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		6	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	内部障がい（心臓・脳・呼吸器等）	1	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
		2	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
		3	○	○	○	○		○		○	○		○	○
		4	○	○	○	○		○		○	○		○	○
	知的障がい（療育手帳）	A	○	○	○	○		○	○	○	○		○	○
B1		○	○	○	○		○		○	○		○	○	
B2		○	○	○	○		○		○	○		○	○	
難病														

制 度 対 象 者 一 覧 表

※年齢・所得・等級（程度・障がい部位）等により該当しない場合がありますので、各項目をよくお読みください。

障がい種別	項目 制度名称 等級・程度	文化・社会活動							そ の 他							
		市点 報字 すいた 版の 発行の	点字・録音図書・L 貸出、デイジー図書再生機の貸出	対 面 朗 読	図 書 の 郵 送 貸 出	福 祉 団 体 活 動	ポ ラ ン テ ィ ア 活 動	養 成 講 座 ・ 点 字 講 習 会	福 祉 住 宅 の 入 居	標 準 禁 止 の 除 外 指 定 車	駐 車 区 画 利 用 証 制 度	大 阪 府 障 が い 者 等 用	吹 田 市 安 心 サ ポ ー ト 収 集	吹 田 市 災 害 時 支 援 制 度	郵 送 等 に よ る 不 在 者 投 票 制 度	聴 覚 や 音 声 ・ 言 語 機 能 の 障 が い の あ る 方 向 け の 1 1 9 番 通 報
		40	40	40	40	41	42	43	44	44	45	45	46	46	47	
身 体 障 が い （ 身 体 障 が い 者 手 帳 ）	視 覚 障 が い	1	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
		2	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○	
		3		○	○					○	○	○			○	
		4		○	○					○	○	○				
		5		○	○					○						
		6		○	○					○						
身 体 障 が い （ 身 体 障 が い 者 手 帳 ）	聴 覚 ま た は 平 衡 機 能 の 障 が い	2							○	○	○	○	○		○	
		3							○	○	○				○	
		4							○						○	
		5							○		○				○	
		6							○						○	
		身 体 障 が い （ 身 体 障 が い 者 手 帳 ）	音 声 ・ 言 語 機 能 の 障 が い	3							○					
4									○						○	
1						○				○	○	○	○	○	○	
2						○				○	○	○	○	○	○	
3										○	○	○				
4										○	○	○				
身 体 障 が い （ 身 体 障 が い 者 手 帳 ）	内 部 障 が い （ 心 臓 ・ 腎 臓 ・ 呼 吸 器 等 ）	1				○			○	○	○	○	○	○		
		2				○			○	○	○	○	○	○		
		3				○			○	○	○			○		
		4							○		○					
（ 療 育 手 帳 ）	知 的 障 が い	A				○			○	○	○	○	○			
		B 1							○							
		B 2							○							
難 病										○			○			

身体障がい者手帳について

■身体障がい者（児）とは

疾病や事故等により、身体に永続する障がいのある方で、身体障がい者手帳（略称、身障手帳）を所持している方をいいます。

■障がいの種別

視覚、聴覚又は平衡機能、音声機能、言語機能又はそしゃく機能、肢体不自由、心臓機能、じん臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸の機能、小腸機能、肝臓機能、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能

■身障手帳の障がいの程度

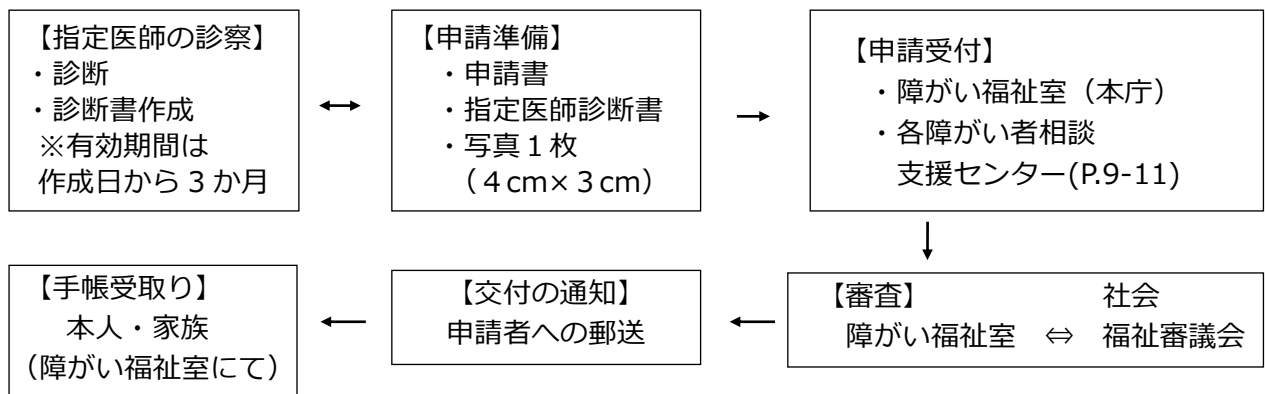
1級から6級までの区分があります。（数字が小さくなるほど重度となります。）

■各種障がい者・児童福祉制度の適用、利用には、身体障がい者手帳の交付を受けておくことが必要です。

■申請から交付までの流れ

※申請書・診断書用紙は、障がい福祉室、各障がい者相談支援センター(P.9-11)にあります。

※転入、転出、居住地・氏名の変更、返還は、障がい福祉室のみで受付します。



※申請後、交付まで約1か月かかります。

社会福祉審議会を経由する必要がある場合は、約2か月かかります。

※再認定により等級が下がる場合、早く申請されていても、再認定月の末頃に交付します。

	必要なもの
	※いずれの手続きでも、マイナンバーカード又は番号確認書類と、身元確認書類が必要になります。
新規交付	交付申請書、指定医師診断書、写真（縦4cm×横3cm）
障がい程度変更等	再交付申請書、指定医師診断書、写真（縦4cm×横3cm） 身障手帳
手帳紛失・破損	再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、（身障手帳）
居住地・氏名変更	変更届、身障手帳
返還	返還届、身障手帳

療育手帳について

■知的障がい者（児）とは

知的障害者福祉法には定義づけられていませんが、発育期間中から続く知的発育の緩慢的な状態にあり、社会適応障がいを伴う方で、子ども家庭センター又は障がい者自立相談支援センターで知的障がいと判定された方をいいます。

■障がいの程度

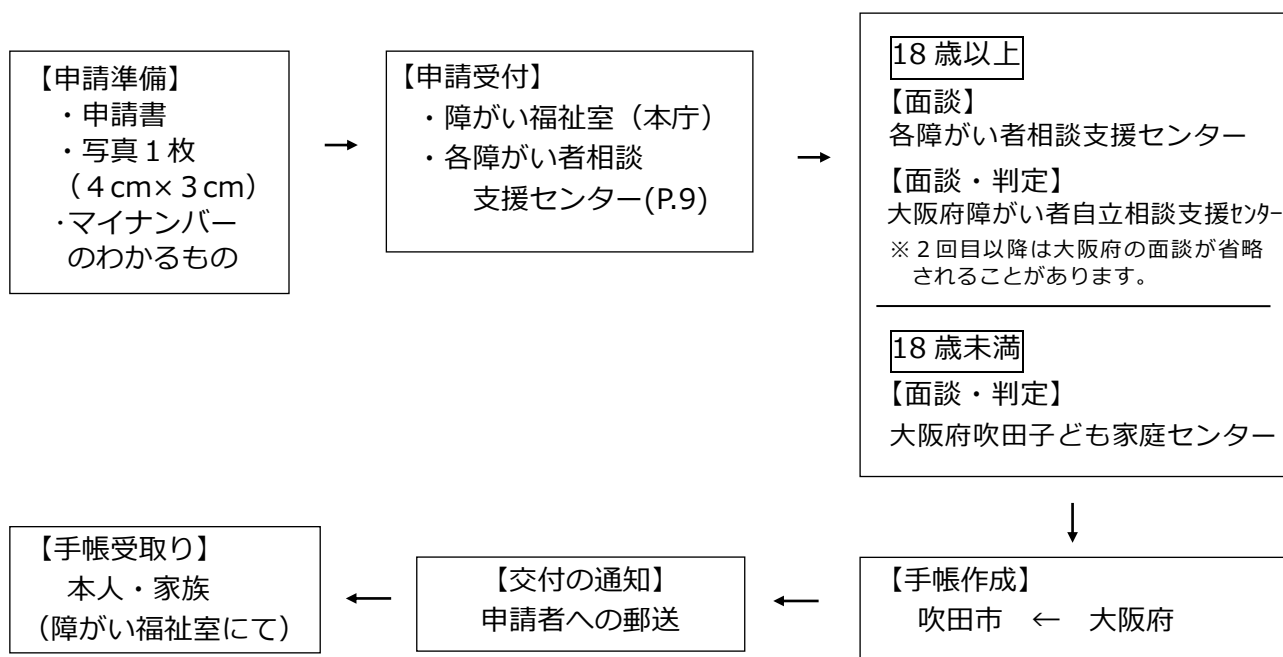
重度（A）、中度（B1）、軽度（B2）の区分があります。

■各種障がい者・児童福祉制度の適用、利用には、療育手帳の交付を受けておく必要があります。

■申請から交付までの流れ

※申請書は、障がい福祉室、各障がい者相談支援センター(P.9)にあります。

※転入、転出、居住地・氏名の変更、返還は、障がい福祉室のみで受付します。



※申請後、交付まで約4か月かかります。

	必要なもの
新規交付	交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、 本人のマイナンバーカード又は番号確認書類
更新	更新申請書、写真（縦4cm×横3cm）、療育手帳 本人のマイナンバーカード又は番号確認書類
手帳紛失・破損	再交付申請書、写真（縦4cm×横3cm）、（療育手帳）
居住地・氏名変更	記載事項変更届出書、療育手帳
返還	返還届出書、療育手帳

1 相談機関等

	所在地・電話番号	内 容
(1) 障がい福祉室	〒564-8550 吹田市泉町 1-3-40 電 話 6 3 8 4 - 1 2 3 1 (代表) F A X 6 3 8 5 - 1 0 3 1 障がい福祉室 ・身体・療育・精神保健福祉手帳の 交付・医療・手当について → 6 3 8 4 - 1 3 4 7 (直通) (基幹相談支援センター 虐待防止センター → 6 3 8 4 - 1 3 4 8 (直通) 6 3 8 4 - 1 3 4 9 ("))	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉室 障がい者（児）に関する社会福祉事務、福祉サービスの利用や成年後見、障がい者差別について相談、援護等を行っています。 基幹相談支援センター 地域の相談機関と連携し、連絡調整を行いながら相談支援体制の整備を進めます。 虐待防止センター 障がい者虐待について相談に応じ、関係機関と連携し対応します。
(2) 障がい者相談支援センター	<ul style="list-style-type: none"> 障がい福祉サービスの利用や障がい者（児）に関する相談。 障がい者手帳や補装具、日常生活用具等の障がい福祉制度のうち次の業務の申請受付。 	※ 申請受付業務 身体・療育・精神の3障がい手帳の申請（一部の種類の申請は障がい福祉室のみ） 自立支援医療（精神通院のみ）、補装具、日常生活用具、有料道路割引（証明書を後日郵送） タクシー利用券、NHK 減免、診断料助成
<p>■ JR以南地域</p> <p>内本町障がい者相談支援センター</p> <p>〒564-0032 吹田市内本町 2-2-12 内本町コミュニティセンター内 電 話 0 6 - 6 3 1 9 - 9 8 3 2 F A X 0 6 - 6 3 1 9 - 9 8 3 3</p> <p>(担当地域) 目依町、元町、南清和園町、南高浜町、平松町、吹東町、寿町、昭和町、南正雀、川園町、幸町、朝日町、高城町、高浜町、中の島町、西御旅町、内本町、末広町、清和園町、東御旅町、日の出町、川岸町</p>	<p>The map shows the location of the community center (marked 'ここ') relative to JR Abeno-Kitahiro Station and the surrounding area. Key landmarks include the labor union (勤労者会館), elementary school (吹一小), high school (高浜神社), fire station (消防), court (簡易裁判所), and hospital (皐月病院). The map also shows the Sagami River (神崎川) and directions towards Osaka City (大阪市内方面) and Sagami Station (阪急相川駅方面).</p>	

■片山・岸部地域

片山・岸部障がい者相談支援センター

〒564-0011 吹田市岸部南 1-4-8

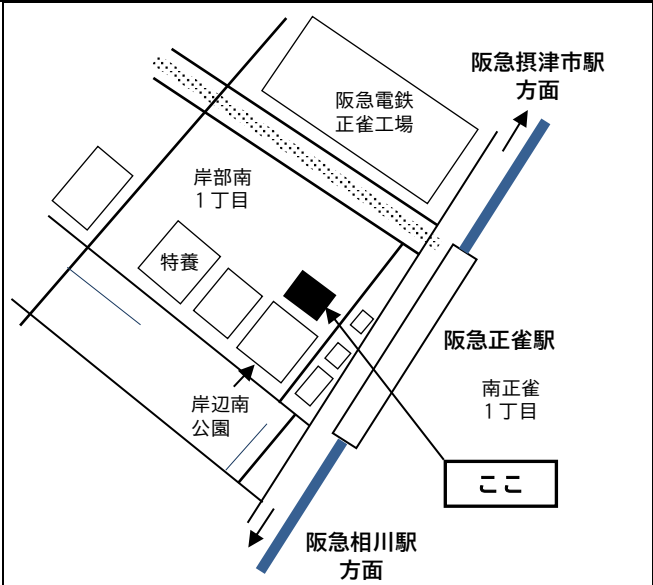
岸部市民センター1F

電話 06-6310-1672

FAX 06-6310-1673

(担当地域)

片山町、出口町、山手町、上山手町、原町、天道町、朝日が丘町、藤が丘町、岸部北、岸部南、岸部中、岸部新町、芝田町



■豊津・江坂・南吹田地域

豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター

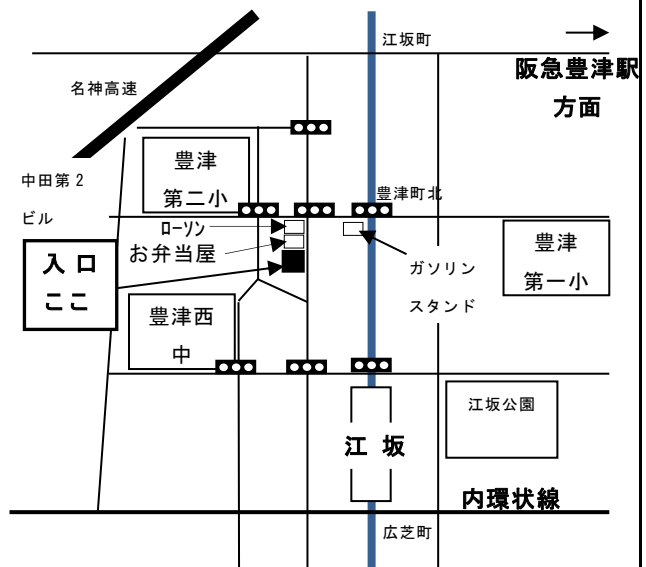
〒564-0051 吹田市豊津町 2-1

電話 06-6386-3700

FAX 06-6386-3701

(担当地域)

泉町、西の庄町、穂波町、南吹田、金田町、南金田、垂水町、豊津町、芳野町、広芝町、江の木町、江坂町1～4丁目



■千里山・佐井寺地域

千里山・佐井寺障がい者相談支援センター

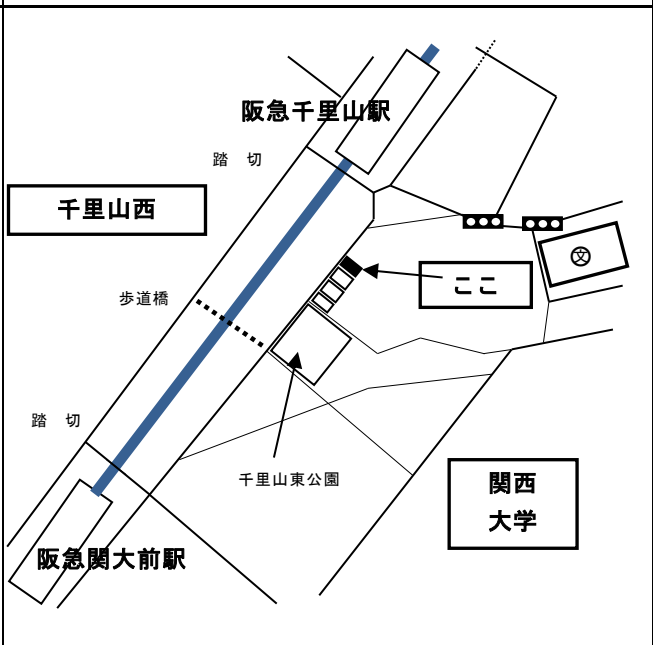
〒565-0842 吹田市千里山東 2-20-4

電話 06-6170-1785

FAX 06-6170-1786

(担当地域)

千里山西、千里山竹園、千里山高塚、千里山月が丘、千里山松が丘、千里山霧が丘、千里山星が丘、千里山虹が丘、千里山東、佐井寺、佐井寺南が丘、竹谷町、春日、円山町、江坂町5丁目



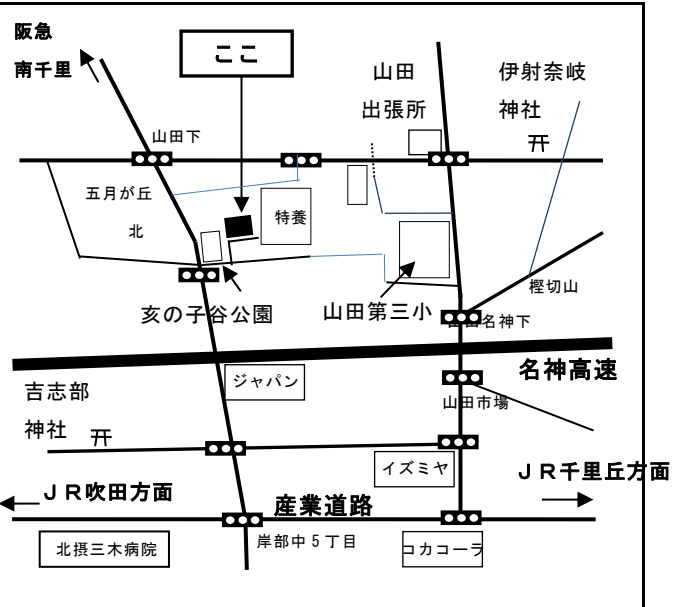
■山田・千里丘地域

亥の子谷障がい者相談支援センター

〒565-0824 吹田市山田西 1-26-20
亥の子谷コミュニティセンター内

電話 06-6170-5136
FAX 06-6170-3939

(担当地域)
青葉丘、榎切山、五月が丘、清水、尺谷、新
芦屋、千里丘、長野、山田市場、山田北、山
田西、山田東、山田南



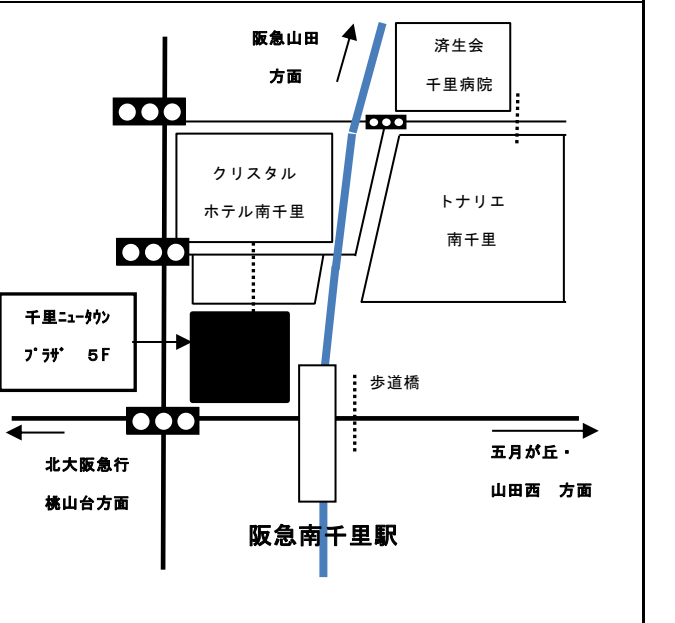
■千里ニュータウン地域

千里ニュータウン障がい者相談支援センター

〒565-0862 吹田市津雲台 1-2-1
千里ニュータウンプラザ5F

電話 06-6873-8850
FAX 06-6873-8860

(担当地域)
青山台、藤白台、上山田、千里万博公園、
山田丘、津雲台、高野台、古江台、竹見
台、佐竹台、桃山台



	所在地・電話番号	内容
(3) 吹田市立こども発達支援センター	〒564-0082 吹田市片山町2-11-40 電話 6339-6103 FAX 6387-5734	18歳までの児童に対する発達や療育に関する相談等を行っています。
(4) 地域保健課(吹田市保健所内)	〒564-0072 吹田市出口町19-3 電話 6339-2227 FAX 6339-2058	こころの健康相談、指定難病の相談を行っています。 また、指定難病の医療費の助成申請受付を行っています。
(5) 大阪府障がい者自立相談支援センター(身体障がい者支援課)	〒558-0001 大阪市住吉区大領3-2-36 電話 6692-5262 FAX 6692-5340	身体障がい者及び難病等による障がい者の補装具や自立支援医療(更生医療)の判定及び専門的相談・指導(身体障がい者更生相談所業務)を実施するとともに、巡回相談の場などに理学療法士(P.T)及び作業療法士(O.T)を派遣しています。また、高次脳機能障がいについての相談に応じています。

	所在地・電話番号	内 容
(6) 大阪府障がい者自立 相談支援センター (知的障がい者支援課)	〒558-0001 大阪市住吉区大領3-2-36 電 話 6 6 9 2 - 5 2 6 3 F A X 6 6 9 2 - 3 9 8 1	知的障がい者の判定及び専門的相談・指導(知的障がい者更生相談所業務)を実施するとともに、発達障がいに伴う知的障がいのある方々への支援を実施しています。
(7) 大阪府吹田子ども 家庭センター	〒564-0072 吹田市出口町19-3 電 話 6 3 8 9 - 3 5 2 6 F A X 6 3 6 9 - 1 7 3 6	療育手帳に係る判定業務(18歳未満)や障がい児に関する相談等を行っています。
(8) 吹田市教育委員会 学校教育室	〒564-0027 吹田市朝日町3-415 (さんくす3番館4階) 電 話 6 1 5 5 - 8 1 9 2	障がいのある児童・生徒の就学相談をはじめ、特別支援教育に関する相談、助言等の業務を行っています。 ・支援学級：知的障がい、肢体不自由、難聴等、教育上特別な支援の必要な児童・生徒が対象。 ・難聴学級センター校 (吹田第二小学校・第六中学校) ・肢体不自由学級センター校 (高野台小学校)
(9) すいた障がい者就業・ 生活支援センター	〒564-0026 吹田市高浜町7-7 ぶくぶくさぼ〜と 電 話 6 3 1 7 - 3 7 4 9 F A X 4 8 6 7 - 3 0 3 0	障がいのある方に対して、職業準備訓練から就職、職場定着に至るまでの相談・援助を行います。
(10) OSAKA しごとフィールド	〒540-0031 大阪市中央区北浜東3-14 エル・おおさか本館2・3階 電 話 4 7 9 4 - 9 1 9 8 F A X 6 2 3 2 - 8 5 8 1	障がい者を含む求職者に対して、キャリアカウンセラーによる就職活動のアドバイスや各種セミナーを実施しています。
(11) (独)高齢・障害・ 求職者雇用支援機 構大阪支部 大阪障害者職業 センター	〒541-0056 大阪市中央区久太郎町2-4-11 クラボウアネックスビル4階 電 話 6 2 6 1 - 7 0 0 5 F A X 6 2 6 1 - 7 0 6 6	ハローワークや関係機関と連携して、障がいのある方に対して、就職や職場定着、職場復帰のための相談や職業評価、職業準備支援、ジョブコーチ支援、リワーク支援等を行っています。
(12) ハローワーク淀川 (淀川公共職業安定所) 専門援助部門	〒532-0024 大阪市淀川区十三本町3-4-11 電 話 6 3 0 2 - 4 7 7 1 (部門コード43#) F A X 6 8 8 6 - 3 8 6 8	障がい者(身体障がい、知的障がい、精神障がい、発達障がい、難病等)の就職相談・紹介、職業訓練の申込み、仕事に関する情報提供を行っています。
(13) 視覚障がい者 リハビリテーション ・日本ライトハウス	〒538-0042 大阪市鶴見区今津中2-4-37 電 話 6 9 6 1 - 5 5 2 1 F A X 6 9 6 1 - 6 2 6 8	・自立訓練(機能訓練)・就労移行支援・就労定着支援：視覚障がい者が対象の歩行訓練、コミュニケーション訓練(点字・パソコン等)、日常動作訓練等。(通所・入所) ・生活介護：視覚障がい者を対象に生産活動(軽作業)や日中活動を提供。障害支援区分が3以上(50歳以上は2以上)。(通所) ・職業訓練：就職に向け主にパソコンの訓練を行っています。(通所) ・就労継続支援B型：軽作業を中心とした就労支援を行っています。

	所在地・電話番号	内 容
・(一財)大阪府視覚障害者福祉協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 視覚障がい者支援センター 電 話 6748-0615 F A X 6748-0616	視覚障がい者家庭訪問指導事業 視覚障がい者の自宅に指導員を派遣し、生活訓練(歩行・点字・パソコン・日常生活動作)、その他の相談・指導を行っています。
(14) 関 係 機 関 ・吹田市立総合福祉会館	〒564-0072 吹田市出口町19-2 電 話 6339-1201 F A X 6339-1202	福祉サービス利用者の苦情相談を受け付けています。(月～金 10:00～16:00) 判断能力が十分でない方の権利擁護に関する相談を受け付けています。(月～金 10:00～16:00)
・吹田市社会福祉協議会	〒564-0072 吹田市出口町19-2 電 話 6339-1205 F A X 6170-5800	
・大阪府社会福祉協議会 ◎運営適正化委員会 ◎地域福祉部 権利擁護推進室 「あいあいねっと」	〒542-0065 大阪市中央区中寺1-1-54 大阪社会福祉指導センター内 電 話 6191-3130 F A X 6191-5660 電 話 6191-9500 F A X 6764-7811	
・大阪府こころの健康総合センター	〒558-0056 大阪市住吉区万代東3-1-46 相談専用 6607-8814 電 話 6691-2811	
・日本年金機構 吹田年金事務所	〒564-8564 吹田市片山町2-1-18 電 話 6821-2401 F A X 6821-3838	
・(一財)大阪府身体障害者福祉協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 電 話 6748-0312 F A X 6748-0316	
・(福)大阪障害者自立支援協会 大阪市事務所	〒543-0002 大阪市天王寺区上汐4-4-1 大阪府ITステーション内 電 話 6776-1221 F A X 6776-1224	
・(公社)大阪聴力障害者協会	〒537-0025 大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内 電 話 6748-0380 F A X 6748-0383	
・吹田税務署	〒564-8515 吹田市片山町3-16-22 電 話 6330-3911	

2 医 療

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(1) 重度障がい者 医療費助成制度 窓口 …障がい福祉室	①身障手帳1・2級を所持している方 ②療育手帳A（判定書は重度）を所持している方 ③身障手帳3～6級を所持しかつ療育手帳B1（判定書は中度）を所持している方 ④精神障がい者保健福祉手帳1級を所持している方 ⑤特定医療費（指定難病）受給者証又は特定疾患医療受給者証を所持し、障がい年金1級又は特別児童扶養手当1級に該当する方 所得制限あり（本人）	健康保険加入者の医療費の自己負担分から、一部自己負担額を差し引いた額を助成します。 府内で受診する場合は、重度障がい者医療証を提示すると助成を受けられます。府外で受診する場合等は、医療機関で自己負担分を支払った後、手続きをしてください。 ・一部自己負担額について ① 1医療機関・調剤薬局・訪問看護等あたり 上限500円/日 ② 1か月あたりの負担限度額3,000円 ※ 3,000円を超えた場合、自動償還制度あり。 府外診療分は別に申請が必要。 ・重度障がい者医療証の交付の必要書類 申請書、健康保険の情報が分かるもの、対象者①～⑤に該当することを証する書類、特定疾病療養受療証（人工透析の方）、所得証明書（転入者のみ） ・府外診療分等の償還払いの必要書類 申請書、健康保険の情報が分かるもの、医療機関等の領収書（原本）、銀行等の預金通帳、その他（治療用装具は医師意見書、装具装着証明書、加入保険者からの支給額決定通知書も必要。高額療養費や付加給付金の支給があった場合は支給決定通知書も必要。）
(2) 自立支援医療 （更生医療） 窓口 …障がい福祉室	18歳以上の身障手帳を所持している方	身体障がいの程度を軽くしたり、残された機能を回復するために必要な医療を指定医療機関で受ける場合、医療費を助成します。原則本人1割負担。ただし、世帯の所得に応じて月額負担上限額を設定。 ・必要書類 申請書、医師の意見書、医療費明細表、年金証書、健康保険の情報が分かるもの、身障手帳、マイナンバーカード又は番号確認書類と本人確認書類
(3) 自立支援医療 （育成医療） 窓口 …障がい福祉室	18歳未満の障がいのある児童	・必要書類 申請書、医師の意見書、健康保険の情報が分かるもの、マイナンバーカード又は番号確認書類と本人確認書類
(4) 特定医療費（指定難病）助成 窓口 …吹田市保健所 地域保健課 （電話 6339-2227） （FAX 6339-2058）	指定難病で認定基準を満たす方（対象：348疾病）	指定難病の治療に関して医療費の公費負担制度があります。 ・詳しくは、吹田市保健所地域保健課までお問い合わせください。

制 度 名 称	対 象 者	内 容	
(5) 小児慢性特定疾病 医療費助成 窓ロ …すこやか親子室 (電話 7220-3796)	18 歳未満の児童で厚生 労働大臣が定める疾病 (16 疾病群に属する 801 疾病)で認定基準の 状態に該当する方	小児慢性特定疾病の治療に関して医療費の公費負担制度 があります。 ・詳しくは、すこやか親子室までお問い合わせください。	
(6) 障がい者(児)歯科 診療 窓ロ …各医療機関	近隣の歯科診療所で受診が困難な障がい者(児)のために、次の医療機関では歯科診療 を行っています。受診される場合は電話で直接予約してください。		
	病 院 名	所 在 地	
	(一社)大阪府歯科医師会 附属歯科診療所 障がい 者 歯 科 診 療	大阪市天王寺区堂ヶ芝 1-3-27	6772-8887
	市立吹田市民病院	吹田市岸部新町5-7	6387-3311
	高槻市立口腔保健センター	高槻市城東町5-1	072-661-9105
	大阪大学歯学部附属病院 障 害 者 歯 科 治 療 部	吹田市山田丘1-8	6879-2280
	(一財)豊中市医療保健 センター本部 診療所/南部診療所 障害 者 歯 科 診 療	豊中市上野坂2-6-1 (本部診療所) 豊中市島江町1-3-14 (南部診療所)	6848-1661
(7) 障がい者歯科健康 診査 (吹田市歯科健康診査) 窓ロ …成人保健課 (電話 6339-1212) (FAX 6339-7075)	満15歳以上の障がい者 作業所・施設に通ってい ない等、歯科健康診査を 受ける機会がない方で 下記のいずれかに該当 する方 ①身障手帳1～4級を 所持している方 ②療育手帳又は判定書 を所持している方 ③精神障がい者保健福 祉手帳を所持してい る方	年度内に1回無料で、吹田市内の協力歯科医院において、 歯と歯ぐき等の健康診査や歯面清掃(歯こうの一部除去) を受けることができます。 ・65歳以上で大阪府後期高齢者医療に加入している人は、 大阪府後期高齢者医療広域連合の後期高齢者医療歯科 健康診査を受診してください。 ・75歳以上で大阪府後期高齢者医療に加入していない人 は、誕生月の前月に生活福祉室から送付される歯科健診 の受診券を持参し、受診してください。 ・受診方法については、成人保健課又は協力歯科医院へ お問い合わせください。	
(8) 障がい者(児)のお 口のケアとリハビ リテーション 窓ロ …口腔ケアセンター (電話 6155-8020) (FAX 6873-3030)	口腔ケアセンターまで 来所可能な方	歯科医師による歯科健診、歯科衛生士によるブラッシング 指導、口腔機能訓練などを行います。日程については市報 をご覧ください。口腔ケアセンターにお問い合わせくださ い。予約が必要です。 (吹田市口腔ケアセンター) 所在地：吹田市津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ4F	

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(9) 吹田市要介護者 (児)訪問歯科健康 診査 <input type="checkbox"/> 窓口 …吹田市歯科医師会 (電話 6389-6881) (FAX 6389-3387)	要介護者・児で歯科医院 への通院ができない方	年度内に1回無料で歯科医師、歯科衛生士が自宅まで訪問 します。
(10) 重度障がい者訪問 診査 <input type="checkbox"/> 窓口 …障がい福祉室	重度肢体不自由者	肢体不自由のために寝たきりである在宅者に対し、指定医 師を派遣して、身体障がい者手帳取得のための診断書作成 を行います。 ・必要書類 申出書
(11) 後期高齢者医療 制度の被保険者 の認定 <input type="checkbox"/> 窓口 …国民健康保険課 (電話 050-1807-2183) (FAX 6368-7347)	65歳から74歳の方で下 記のいずれかに該当す る方 ①国民年金法等におけ る障害年金1・2級 ②身体障害者手帳1・ 2・3級及び4級の 一部 ③精神障害者保健福祉 手帳1・2級 ④療育手帳A	対象に該当する方は、申請により大阪府後期高齢者医療広 域連合が認めた場合、それまで加入していた健康保険(国 民健康保険、健康保険組合、共済組合など)から脱退し、 後期高齢者医療制度に加入することができます。 医療費の自己負担額や保険料が変わる場合があります。 ・申請に必要なもの ・国民年金証書、身体障害者手帳、精神障害者保健福 祉手帳、療育手帳 ・個人番号(マイナンバー)に関する書類 ・詳しくは、国民健康保険課までお問い合わせください。

3 給付等

制度名称	内容									
<p>(1) 補装具費の支給</p> <p>窓口 …障がい福祉室 障がい者相談支援センター</p> <p>※大阪府障がい者自立相談支援センター 大阪市住吉区大領 3-2-36 (電話 6692-5262) (FAX 6692-5340)</p> <p>※吹田市立総合福祉会館 出口町 19-2 (電話 6339-1201) (FAX 6339-1202)</p>	<p>身体上の障がいを補い、日常生活又は職業生活を容易にするため、身体障がいの種類や障がいの程度に応じて補装具費を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事前申請が必要です。 (すでに購入されたものは対象外です。) ・ 制度の優先順位 <ul style="list-style-type: none"> ①自動車損害賠償責任保険②労災保険法③健康保険法④介護保険法⑤補装具 * 労災や事故による受傷、治療用装具、介護保険対象用具の場合、各保険が優先されます。 * 義肢、装具、義眼は、初回作製の場合、原則医療保険での作製となります。 ・ 主な補装具 <ul style="list-style-type: none"> 視覚障がい者安全つえ (白杖)、義眼、眼鏡、補聴器 (原則片耳のみ)、 重度障がい者用意思伝達装置、※歩行補助つえ (T字状・棒状を除く)、 義肢、装具、姿勢保持装置、※車椅子、※電動車椅子、※歩行器 <p>※印の付いている用具は、原則介護保険制度の優先利用となります。 ※40歳以上65歳未満の方でも介護保険の対象となる場合があります。(P.66)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 費用負担 <ul style="list-style-type: none"> * 原則、基準額の1割負担。但し、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は負担なし。 * 負担上限月額 37,200円。 * 18歳以上の場合、本人又は配偶者の市民税所得割額が46万円以上の世帯は支給対象外。 ・ 必要書類等…申請書、見積書、医師の意見書、処方、調査書、マイナンバーカード又は番号確認書類、身障手帳、(市民税課税証明書) <p>補装具費支給申請手続の流れ</p> <pre> graph LR A[業者と相談 (見積書発行)] --> B[補装具費申請] B --> C[障がい福祉室] C --> D[補装具費 支給券交付] D --> E[補装具業者] F[大阪府] -- "(判定依頼)" --> C </pre> <p>直接判定：一部の補装具は大阪府担当者の面接による判定があります。</p> <table border="1" data-bbox="483 1630 1334 1895"> <thead> <tr> <th>実施日</th> <th>実施場所</th> <th>受付実施時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>毎週火曜日</td> <td>大阪府障がい者自立相談支援センター</td> <td>14:00~15:30</td> </tr> <tr> <td>奇数月</td> <td>吹田市立総合福祉会館</td> <td>14:00~16:00</td> </tr> </tbody> </table>	実施日	実施場所	受付実施時間	毎週火曜日	大阪府障がい者自立相談支援センター	14:00~15:30	奇数月	吹田市立総合福祉会館	14:00~16:00
実施日	実施場所	受付実施時間								
毎週火曜日	大阪府障がい者自立相談支援センター	14:00~15:30								
奇数月	吹田市立総合福祉会館	14:00~16:00								

制度名称	内 容
(2) 重度身体障がい者 (児)等日常生活用具の給付 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; width: fit-content;">窓口</div> …障がい福祉室 障がい者相談支援センター	在宅で日常生活に支障のある重度障がい者や難病患者等の方に対して、日常生活を容易にするため、福祉用具等を給付します。 <ul style="list-style-type: none"> ・事前申請が必要です。(すでに購入されたものは対象外です。) ・ストーマ装具及び紙おむつ給付(上半期4～9月分・下半期10～3月分)の更新申請は、上半期は2月中旬、下半期は8月中旬から受付を開始します。入院・入所中は給付できない種目もありますので、御相談ください。 *原則1割負担。但し、生活保護世帯・市町村民税非課税世帯は負担なし。 *負担上限月額 <ul style="list-style-type: none"> ・4,000円 ・24,000円(ストーマ用具・紙おむつの更新による6か月分) ※点字図書は元となる図書の額。 ・必要書類等 申請書、見積書、意見書、身障手帳・療育手帳又は精神保健福祉手帳、(市町村民税課税(非課税)証明書)〔※購入種目・対象者によって必要書類が異なります。〕 ・給付申請手の流れ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> 業者と相談(見積書発行) → 日常生活用具給付申請 → 障がい福祉室 → 給付券の交付 → 業者 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> ※印の付いている用具は、原則介護保険制度の優先利用となります。 ※40歳以上65歳未満の方でも介護保険の対象となる場合があります。(P.66) </div>

日常生活用具の種目						
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考	
介護・訓練支援用具	※特殊寝台 (8年)	154,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	○	○	学齢以上
	※特殊マット (5年)	19,600	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	○	○	3歳以上 学齢未満
			知的障がいの程度がAと記載されている方	○		3歳以上 65歳未満
	※体圧分散型 特殊マット (5年)	90,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	○	○	学齢以上 65歳未満
			下肢又は体幹に係る障がいの程度が2級の方	○		学齢以上 18歳未満
	※特殊尿器 (5年)	67,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級の方 難病患者で自力で排尿できない方	○	○	学齢以上
	入浴用担架 (5年)	82,400	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○		3歳以上
	※移動用リフト (4年)	159,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で下肢機能又は体幹機能に障がいのある方	○	○	
※体位変換器 (5年)	15,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で寝たきりの状態にある方	○	○	学齢以上	

日常生活用具の種目					
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考
介護・訓練支援用具	訓練用椅子 (5年)	33,100	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	3歳以上 18歳未満
	※訓練用ベッド (8年)	159,200	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で下肢機能又は体幹機能に障がいのある方	○ ○	学齢以上
自立支援用具	※入浴補助用具 (8年)	90,000	下肢又は体幹に係る障がいのある方 難病患者で入浴に介助を要する方	○ ○	3歳以上(入浴マットは介護保険制度の給付なし)
	※便器 (8年)	9,850	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級又は2級の方 難病患者で常時介助を要する方	○ ○	学齢以上
	歩行補助杖(T字状・棒状)(3年)	3,150	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方	○	
	※移動・移乗支援用具 (8年)	60,000	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方 難病患者で下肢機能に障がいのある方	○ ○	3歳以上
	頭部保護帽 (3年)	15,656	平衡機能、下肢又は体幹に係る障がいのある方 知的障がいの程度がAの方 精神障がいの程度が1級又は2級の方	○	
	特殊便器 (8年)	151,200	上肢に係る障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方 難病患者で上肢機能に障がいのある方	○ ○	学齢以上※体幹障がいは上肢含まない
	火災警報器 (8年)	15,500	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、次のいずれかに該当する方 ・身体又は精神障がいの程度が1級又は2級の方 ・知的障がいの程度がAの方	○	65歳未満
	自動消火器 (8年)	28,700	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、次のいずれかに該当する方 ・身体又は精神障がいの程度が1級又は2級の方 ・知的障がいの程度がAの方 難病患者で、火災の発生を感知し、もしくは火災等から避難することが著しく困難な難病患者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方	○ ○	65歳未満
	電磁調理器 (6年)	41,000	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方 知的障がいの程度がAの方	○	18歳以上 65歳未満
	歩行時間延長信号機用 小型送信機(10年)	7,000	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	学齢以上
	視覚障がい者用音声ICタグレコーダー(6年)	59,800			
	聴覚障がい者用屋内信号装置(10年)	87,400	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する方で、聴覚に係る障がいの程度が2級の方	○	18歳以上
サウンドマスター(10年)	36,100				
聴覚障がい者用目覚時計(10年)	15,300				

日常生活用具の種目					
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考
聴覚障がい者用屋内信号灯 (10年)	17,800	聴覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、聴覚に係る障がいの程度が2級の方	○		18歳以上
透析液加温器 (5年)	51,500	じん臓に係る障がいの程度が1級又は3級の方	○		3歳以上
ネブライザー (5年)	36,000	呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級の方	○	○	ネブライザー、電気式たん吸引器と両用器との併用不可。
電気式たん吸引器 (5年)	56,400	体幹、そしゃく、発声又は発語に係る障がいの程度が1級、2級又は3級の方 難病患者で呼吸器機能に障がいのある方	○	○	
電気式たん吸引器・ネブライザー両用器 (5年)	80,000	※ネブライザー(5年)、電気式たん吸引器(5年)と同様			
酸素ボンベ運搬車 (10年)	17,000	医療保険の適用を受け、在宅酸素療法を行う方	○		
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター) (5年)	157,500	呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級の方 難病患者で呼吸器機能に障がいのある方	○	○	
自家発電機・外部バッテリー (5年)	100,000	ネブライザー、電気式たん吸引器又は動脈血中酸素飽和度測定器を必要とし、次のいずれかに該当する方 呼吸器に係る障がいの程度が1級又は3級 体幹、そしゃく、発声又は発語に係る障がいの程度が1級、2級又は3級 難病患者で呼吸器機能に障がいがある 医療保険の適用を受け、在宅酸素療法又は人工呼吸療法を行っている方 心臓機能障がいがあり、補助人工心臓を使用している方	○	○	電気式たん吸引器等の器具と同時に申請する場合、又は給付を受けた器具を使用する場合、意見書の省略可。
視覚障がい者用体温計 (5年)	9,000	視覚障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○		学齢以上
視覚障がい者用体重計 (5年)	18,000				18歳以上
視覚障がい者用血圧計 (5年)	16,800				
視覚障がい者用温湿度計 (5年)	4,000				
情報・意思疎通支援用具					
携帯用会話補助装置 (5年)	98,800	音声又は言語機能に障がいのある方 肢体不自由であって発声又は発語に著しい障がいのある方	○	○	学齢以上
情報通信支援用具 (6年)	100,000	上肢又は視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○		
点字器 ・標準型 (7年) ・携帯用 (5年)	標準型 10,712 携帯用 7,416	視覚に係る障がいのある方	○		
点字ディスプレイ (6年)	383,500	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○		学齢以上

日常生活用具の種目						
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考	
情報・意思疎通支援用具	点字タイプライター (5年)	63,100	視覚に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	学齢以上	
	視覚障がい者用ポータブルレコーダー (6年)	録音・再生 89,800 再生 48,000				
	視覚障がい者用活字文書読上げ装置 (6年)	115,000				
	視覚障がい者用時計 (10年)	触読式 10,300 音声式 13,300				
	地デジ対応ラジオ (6年)	29,000				
	視覚障がい者用読書器 (8年)	198,000	視覚に係る障がいがあり、本機器により文字等を読むことができる方	○	学齢以上	
	ファックス (5年)	35,000	聴覚に係る障がい又は音声もしくは言語機能に障がいのある方	○	学齢以上	
	視覚・聴覚障がい者用ファックス (5年)	60,000	聴覚に係る障がい又は音声もしくは言語機能に障がいがあり、次のいずれかに該当する方 視覚に係る障がいがある 難病により視覚に係る障がいがある 小児慢性特定疾病等により視覚に係る障がいがある	○ ○ ○	○ ○ ○	・学齢以上 ・小児慢性特定疾病の他、特定疾患に罹患している方
	聴覚障がい者用情報受信装置 (6年)	88,900	聴覚に係る障がいのある方	○		
	人工咽頭 ・ 笛式 (4年) ・ 電動式 (5年)	笛式 5,150 電動式 72,203	咽頭を摘出された方	○		
点字図書	購入に要する費用の見積相当額	視覚に係る障がいのある方	○		年度あたり6タイトルかつ24巻を限度とする。	
排泄管理支援用具	ストーマ装具	1か月 消化器系 9,460 尿路系 12,430	ストーマ (永久) を造設している方	○		

日常生活用具の種目						
種目 (耐用年数)	限度額 (円)	対象者	手帳	意見書	備考	
排泄管理 支援用具	紙おむつ (サラシ・ガーゼ等 衛生用品)	1か月 13,200	高度の排尿、排便機能障がいのある方	○	○ (初回)	3歳以上
			脳原性運動機能障がい(発生時期が3歳未満) かつ脳性麻痺等により意思表示困難な方	○		
	収尿器 (1年)	男 7,931 女 8,755	高度の排尿機能障がいのある方	○		
住宅改修費	※居室生活動作 補助用具	200,000	下肢又は体幹に係る障がいの程度が1級、2級又は3級の方。但し、特殊便器への取替えの場合は、 上肢に係る障がいの程度が1級又は2級の方	○	○	給付は1回限り ・手すり ・床段差解消 ・滑り防止、移動の円滑化のため床、 通路面の改修 ・引き戸、折れ戸 ・和便器から洋便器への取替え
			脳原性運動機能障がい(移動機能障がいに限る)の程度が1級、2級又は3級の方	○		
			難病患者で下肢に障がいのある方			
緊急通報装置		89,250	独居世帯又はこれに準ずる世帯に属し、身障手帳の障がいの程度が1級又は2級の方	○		65歳未満
摘要 1 耐用年数とは、同一種目の給付から次の給付まで使用する期間をいい、原則として耐用年数内に同一種目の給付申請はできません。但し、事情により給付申請が可能な場合もありますので、御相談ください。 2 「脳原性運動機能障がい」の場合は、表中の「上肢」、「下肢」又は「体幹機能障がい」に準じます。 3 情報通信支援用具とは、障がい者向けのパーソナルコンピュータやタブレット端末等周辺機器、アプリケーションソフトをいいます。 4 難病患者の範囲は、障害者総合支援法の対象疾病です。詳しくはお問い合わせください。						

制度名称	内 容																														
(3) 小児慢性特定疾病児童日常生活用具の給付 窓口 …障がい福祉室	小児慢性特定疾病医療費助成に該当する在宅の方 ・必要書類 申請書、小児慢性特定疾病医療受給者証、見積書、意見書、 (市町村民税課税(非課税)証明書) ＊世帯の市町村民税課税状況に応じて自己負担あり。 ＊重度身体障がい者(児)等日常生活用具に該当する場合は、重度身体障がい者(児)等日常生活用具が優先。																														
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>種目・耐用年数</th> <th>限度額</th> <th>対象者</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>便器(8年)</td> <td>10,210円</td> <td>常時介護を要する方</td> </tr> <tr> <td>特殊マット(5年)</td> <td>21,170円</td> <td>寝たきりの状態にある方</td> </tr> <tr> <td>特殊便器(8年)</td> <td>163,300円</td> <td>上肢機能に障がいのある方</td> </tr> <tr> <td>特殊寝台(8年)</td> <td>166,320円</td> <td>寝たきりの状態にある方</td> </tr> <tr> <td>歩行支援用具(8年)</td> <td>64,800円</td> <td>下肢機能に障がいのある方</td> </tr> <tr> <td>入浴補助用具(8年)</td> <td>97,200円</td> <td>入浴に介助を要する方</td> </tr> <tr> <td>特殊尿器(5年)</td> <td>72,360円</td> <td>自力で排尿できない方</td> </tr> <tr> <td>体位変換器(5年)</td> <td>16,200円</td> <td>寝たきりの状態にある方</td> </tr> <tr> <td>頭部保護帽(3年)</td> <td>13,130円</td> <td>発作等により頻繁に転倒する方</td> </tr> </tbody> </table>	種目・耐用年数	限度額	対象者	便器(8年)	10,210円	常時介護を要する方	特殊マット(5年)	21,170円	寝たきりの状態にある方	特殊便器(8年)	163,300円	上肢機能に障がいのある方	特殊寝台(8年)	166,320円	寝たきりの状態にある方	歩行支援用具(8年)	64,800円	下肢機能に障がいのある方	入浴補助用具(8年)	97,200円	入浴に介助を要する方	特殊尿器(5年)	72,360円	自力で排尿できない方	体位変換器(5年)	16,200円	寝たきりの状態にある方	頭部保護帽(3年)	13,130円	発作等により頻繁に転倒する方
種目・耐用年数	限度額	対象者																													
便器(8年)	10,210円	常時介護を要する方																													
特殊マット(5年)	21,170円	寝たきりの状態にある方																													
特殊便器(8年)	163,300円	上肢機能に障がいのある方																													
特殊寝台(8年)	166,320円	寝たきりの状態にある方																													
歩行支援用具(8年)	64,800円	下肢機能に障がいのある方																													
入浴補助用具(8年)	97,200円	入浴に介助を要する方																													
特殊尿器(5年)	72,360円	自力で排尿できない方																													
体位変換器(5年)	16,200円	寝たきりの状態にある方																													
頭部保護帽(3年)	13,130円	発作等により頻繁に転倒する方																													

種目・耐用年数	限度額	対象者
電気式たん吸引器 (5年)	60,910円	呼吸器機能に障がいのある方
ネブライザー (吸入器)(5年)	38,880円	呼吸器機能に障がいのある方
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター) (5年)	170,100円	人工呼吸器の装置が必要な方
車いす(-)	76,030円	下肢機能に障がいのある方
クールベスト(-)	21,600円	体温調節が著しく難しい方
紫外線カット クリーム(-)	年額 40,820円	紫外線に対する防御機能が著しく欠けて がんや神経障がいを起こすことがある方
ストーマ装具 (消化器系)(-)	年額 111,460 円	人工肛門を造設した方
ストーマ装具 (尿路系)(-)	年額 146,450 円	人工膀胱を造設した方
人工鼻(-)	年額 126,360 円	人工呼吸器の装着又は気管切開が必要な方

制度名称	対象者	内容
(4) 難聴児補聴器 購入等助成券等 の交付 窓 …障がい福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ・交付 18歳未満で、両耳それぞれの聴力レベルが30デシベル以上の身障手帳交付対象とならない方 ・修理 上記により補聴器購入助成を受けた方 	<p>軽度から中度(両耳の聴力レベルが各30デシベル以上70デシベル未満)の難聴児に対して、言語獲得及び生活適応を促進するため、補聴器の購入等を助成します。</p> <p>*保護者が市内居住であること。</p> <p>・必要書類 申請書、見積書、医師の意見書</p>
(5) 福祉電話の貸与 窓 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	障がい者のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属し、身体障がいの程度が1級又は2級の方	<p>身体障がい者のコミュニケーション及び緊急連絡手段の確保のため貸与します。</p> <p>電話(携帯電話を含む)をお持ちでない市町村民税均等割課税までの世帯に限ります。</p> <p>・必要書類等 申請書、認め印、身障手帳、(市町村民税課税(非課税)証明書)</p> <p>※65歳以上の方は高齢福祉室支援グループにお問合せください。(電話 06-6384-1360)</p>
(6) 車椅子の貸出し 窓 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	市内在住者	<p>車椅子が必要だが身障手帳申請中のため交付を受けられない方などで、一時的に車椅子を必要とする場合、原則として1か月の範囲内で貸出しします。但し、入院・入所中は不可。</p> <p>また、介護保険対象者は介護保険制度をご利用ください。</p>

4 介 護

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(1) 手話通訳者派遣 窓口 …障がい福祉室	聴覚障がい者	聴覚障がい者が社会生活上外出し、かつ手話通訳を必要とするとき、必要に応じ手話通訳者を派遣し、手話通訳サービスを行っています。
(2) 要約筆記者派遣 窓口 …障がい福祉室	聴覚障がい者	聴覚障がい者が社会生活上外出し、かつ要約筆記を必要とするとき、必要に応じ要約筆記者を派遣し、要約筆記通訳サービスを行っています。
(3) 入院時コミュニケーション支援 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	18歳以上で心身の障がいにより意思の伝達が困難であり、現に障がい福祉サービス等を利用している方	意思疎通が困難な障がい者が入院時（※）において、医療機関スタッフとの意思疎通が十分に図れない場合に、本人との意思疎通に熟達した者をコミュニケーション支援員として派遣することにより、安心して医療を受けられる環境を確保します。 ※ 精神科への入院の場合は対象外となります。
(4) 訪問入浴サービス 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	65歳未満で家庭での入浴が困難な重度身体障がい者	身体上、建物の構造上等の理由により移送を行うことが困難な重度身体障がい者に対して家庭に移動入浴車が訪問し、浴所を居室に搬入する入浴サービスを行っています。 ・必要書類 申請書、訪問入浴サービス事業主治医意見書 *市町村民税課税世帯に属する方については原則1割負担。 ただし、月額負担上限額を設定。
(5) 障害者総合支援法に基づく障がい福祉サービス 窓口 …・障がい福祉室 ・すこやか親子室 ・障がい者相談 支援センター	身体障がい者（児） 知的障がい者（児） 精神障がい者（児） 難病患者	居宅において日常生活を営むことができるようホームヘルパーを利用して自宅で入浴、排泄、食事の介護等を行ったり、自宅で介護する人が病気の場合などに短期間、夜間も含め施設で入浴、排泄、食事の介護等を行ったりと法に基づく障がい福祉サービスを行っています。 *市町村民税課税世帯に属する方については原則1割負担。 ただし、月額負担上限額を設定。 *18歳未満で、放課後デイサービス等の児童通所施設を利用している方は、すこやか親子室。 〔 すこやか親子室 電話 6170-7224 〕 〔 FAX 6384-1175 〕

5 手当・年金等

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(1) 特別児童扶養手当 窓ロ …障がい福祉室	身障手帳1・2・3級と4級の一部、療育手帳のA・B1及び所定の診断書により法に定める程度の障がいの状態にある20歳未満の児童を養育している方 ※療育手帳のB2を所持している方も、診断書により認定されることがあります。	<ul style="list-style-type: none"> ・手 当 額 <ul style="list-style-type: none"> 法別表1級該当 月額 56,800円 法別表2級該当 月額 37,830円 ・支給方法 <ul style="list-style-type: none"> 4月、8月、11月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 <ul style="list-style-type: none"> 手当の請求者、その配偶者及び扶養義務者の前年の所得が一定以上であるとき。 児童が施設（通園施設を除く）に入所しているとき。 児童が法に定める公的年金を受給しているとき等。 ・必要書類 <ul style="list-style-type: none"> 認定請求書、所定の診断書（有効期間1か月・手帳所持者は省略できる場合もあります。）、戸籍謄本、請求者の銀行等の預金通帳、マイナンバーカード又は番号確認書類、（市民税課税証明書）
(2) 児童扶養手当 窓ロ …子育て給付課 (218番窓口) (電話 6384-1470) (FAX 6368-7349)	ひとり親家庭の父・母又は養育者に支給。ひとり親家庭以外でも児童の父又は母が政令で定める程度の障がいを有するなどの理由で受給できる場合もあります。18歳の年度末までの児童が対象（児童に障がいがある場合は20歳未満まで受給できる場合もあります。）	<ul style="list-style-type: none"> ・手 当 額 <ul style="list-style-type: none"> 月額：1人目 46,690円 11,010～46,680円（一部支給の場合） 2人目以降 11,030円（全部） 5,520～11,020円（一部） ・支給方法 奇数月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 ・必要書類 <p style="margin-left: 40px;">} 詳しくは、子育て給付課まで。</p>
(3) 障がい児福祉手当 窓ロ …障がい福祉室	20歳未満の在宅生活者で、療育手帳Aの一部もしくは判定書の最重度の方、身障手帳1級か2級の一部の方、又は長期にわたる安静を必要とする症状による障がいの状態が上記と同程度以上の方	<ul style="list-style-type: none"> ・手 当 額 <ul style="list-style-type: none"> 月額 16,100円 ・支給方法 <ul style="list-style-type: none"> 2月、5月、8月、11月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 <ul style="list-style-type: none"> 受給者、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定以上であるとき、又は施設に入所しているとき。 ・必要書類 <ul style="list-style-type: none"> 認定請求書、所得状況届、所定の診断書（手帳所持者は省略することができる場合もあります）、銀行等の預金通帳、マイナンバーカード又は番号確認書類、（市町村民税課税証明書）

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(4) 特別障がい者手当 <input type="checkbox"/> 窓口 …障がい福祉室	20歳以上の在宅生活者で、身体障がい、知的障がい又は精神障がい等心身に著しく重度の障がいがあり、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態（概ね身障手帳1級と2級の一部と同程度、もしくは療育手帳Aと同程度の障がい重複、又はそれらと同等の疾病、精神障がい）の方	<ul style="list-style-type: none"> ・手 当 額 月額 29,590 円 ・支給方法 2月、5月、8月、11月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 受給者、その配偶者又は扶養義務者の前年の所得が一定以上であるとき、施設に入所しているとき、又は3か月以上病院等（老健施設含む）に入院等しているとき。 ・必要書類 認定請求書、所得状況届、所定の診断書（手帳所持者は省略することができる場合もあります）、年金証書、銀行等の預金通帳、マイナンバーカード又は番号確認書類、（市町村民税課税証明書）
(5) 大阪府重度障がい者在宅介護支援給付金 （在宅生活応援制度） <input type="checkbox"/> 窓口 …障がい福祉室	身障手帳1、2級と療育手帳Aの両方を所持している障がい者（児）と同居する介護者	<ul style="list-style-type: none"> ・手 当 額 月額 10,000 円 ・支給方法 1月、4月、7月、10月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 施設又はグループホームに入所等しているとき。特別障がい者手当を受給しているとき。3か月を超えて病院に入院しているとき。 ・必要書類 申請書、身障手帳、療育手帳、銀行等の預金通帳（介護者名義）

制 度 名 称	対 象 者	内 容																		
<p>(6) 障がい基礎年金 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">窓口</div> …市民課国民年金担当（233番窓口）</p> <p>（電話 6384-1209） （FAX 6368-7346）</p> <p>※障がい厚生年金は年金事務所、障がい共済年金は共済組合まで。</p>	<p>国民年金の加入中に初診日がある病気やけがで、心身に障がいが生じ、国民年金法で定められている障がい等級の1級又は2級の状態になった場合に支給されます。（障がい等級は障がい者手帳の等級とは異なります。）</p> <p>初診日の属する月の前々月までの直近1年間に保険料未納期間がないこと又は被保険者期間の3分の2以上の保険料納付済・免除期間があること、また初診日が65歳未満であることなどの条件があります。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・年金額（年額） <ul style="list-style-type: none"> 1級 1,039,625円（S31.4.2以後生まれの方） 1,036,625円（S31.4.1以前生まれの方） 2級 831,700円（S31.4.2以後生まれの方） 829,300円（S31.4.1以前生まれの方） ・子の加算 <p>障がい基礎年金の受給権ができたとき、その人によって生計を維持されている18歳未満の子又は20歳未満で障がい等級1級、2級に該当する子がいるときは第1子・第2子に各239,300円、第3子以降の子にそれぞれ79,800円の加算があります。（障がい等級は障がい者手帳の等級とは異なります。）</p> ・支給方法 <ul style="list-style-type: none"> 2月、4月、6月、8月、10月、12月に支給 ・必要書類 <ul style="list-style-type: none"> 診断書、病歴・就労状況等申立書、裁定請求書、戸籍謄本（加算対象者がいるとき）、銀行等の預金通帳、認め印など 																		
<p>(7) 障がい者(児)扶養共済 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">窓口</div> …障がい福祉室</p>	<p>身障手帳1～3級もしくは身体にそれと同程度の永続的な障がいがある身体障がい者(児)又は知的障がい者(児)の保護者であって、次の要件をみたしている方</p> <ul style="list-style-type: none"> ・大阪府内に住所があること ・65歳未満であること（4月1日現在） ・特別な病気や障がいがないこと <p>※1人の障がい者(児)について2口まで加入できます。</p>	<p>障がい者(児)の将来に対する不安を軽くするため、保護者の方が死亡又は心身に著しい障がいを有することとなった場合、心身障がい者(児)に年金を支給します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・掛金及び加算掛金 <p>1か月分の掛金は次のとおりです。</p> <table border="1" style="margin-left: 20px; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">加 入 時 の 年 齢</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満…</td> <td>9,300円</td> <td>50～54歳…</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>35～39歳…</td> <td>11,400円</td> <td>55～59歳…</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>40～44歳…</td> <td>14,300円</td> <td>60～64歳…</td> <td>23,300円</td> </tr> <tr> <td>45～49歳…</td> <td>17,300円</td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table> 2口目の加算掛金（1か月分）も1口目と同額。 ・年齢は、毎年4月1日における満年齢で計算します。 ・掛金は、毎月末日までに納めていただきます。ただし、生活保護受給世帯は1口目の掛金の全額、市町村民税非課税世帯は1口目の掛金の半額、市町村民税所得割非課税世帯は1口目の掛金の3割がそれぞれ免除されます。 ・年金は毎月1口につき20,000円です。（2口40,000円） ・必要書類 <ul style="list-style-type: none"> 加入等申込書、加入同意書、申込者告知書、身障手帳又は療育手帳（判定書）、申込者及び障がい者(児)の住民票、年金管理者指定届書等 	加 入 時 の 年 齢		35歳未満…	9,300円	50～54歳…	18,800円	35～39歳…	11,400円	55～59歳…	20,700円	40～44歳…	14,300円	60～64歳…	23,300円	45～49歳…	17,300円		
加 入 時 の 年 齢																				
35歳未満…	9,300円	50～54歳…	18,800円																	
35～39歳…	11,400円	55～59歳…	20,700円																	
40～44歳…	14,300円	60～64歳…	23,300円																	
45～49歳…	17,300円																			

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(8) 吹田市在日外国人 重度障がい者給付金 窓口 …障がい福祉室	昭和57年1月1日前に 20歳に達していた外国 人又は外国人であった 方で、同日前に身体障 がい者手帳1級もしくは は2級又は療育手帳A の交付を受け、障がい 基礎年金等の受給資格 のない方	<ul style="list-style-type: none"> ・支 給 額 月額 20,000円 ・支給方法 9月、3月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 生活保護の被保護者、公的年金の受給者 ・所得制限あり ・必要書類 申請書、身障手帳又は療育手帳、所得証明書、認め印、 外国人登録原票記載事項証明書（帰化しているときは、住 民票の写し及び戸籍抄本）
(9) 大阪府重度障がい者 特例支援給付金 窓口 …障がい福祉室	<ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年1月1日前に 20歳に達していた外国 人又は外国人であった 方で、障がい基礎年金 等の受給資格がなく、 次のいずれかの要件を 満たしている方 <ul style="list-style-type: none"> ・昭和57年1月1日前に 身体障がい者手帳1級 若しくは2級又は療育 手帳Aの交付を受けた 方 ・昭和57年1月1日以後 に身体障がい者手帳1 級もしくは2級又は療 育手帳Aの交付を受け たが、その障がい発生 原因にかかる傷病の初 診日が同日前に属する 方 ・精神保健福祉手帳1 級の交付を受け、その 障がい発生原因にかか る傷病の初診日が昭和 57年1月1日前に属す る方 	<ul style="list-style-type: none"> ・支 給 額 月額 20,000円 ・支給方法 4月、10月に銀行等の口座に振込 ・支給制限 生活保護の被保護者、公的年金の受給者 ・所得制限あり ・必要書類 申請書、公的年金未受給状況等申立書、障がい者手帳、 診断書、外国人登録原票記載事項証明書、所得証明書

6 貸付・助成

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(1) 生活福祉資金貸付 窓口 …吹田市社会福祉協 議会 (電話 6339-1205) (FAX 6170-5800)	障がい者手帳を所持し ている方の属する世帯 (居住地と住民票が一 致していること)	生業を営むための必要な経費・技能習得に必要な経費・ 住宅の補修等に必要な経費・福祉用具等の購入に必要な 経費・障がい者用自動車の購入費などの貸付です。収入 条件等、貸付の種類により条件がありますので、詳しく は左記へお問い合わせください。
(2) 自動車改造費助成 窓口 …障がい福祉室	身障手帳を所持し道路 交通法の規定により自 動車を運転するについ て必要な条件を付され た方	身体障がい者が就労等のため新たに購入する自動車につい て、操向装置及び駆動装置等の一部を改造する必要がある 場合、その費用について100,000円を限度に助成します。 ・必要書類 申請書、免許証、見積書、車検証、身障手 帳、銀行等の預金通帳 ・所得制限あり
(3) 自動車運転技能習 得助成 窓口 …障がい福祉室	身障手帳を所持してい る方 ※吹田市住民基本台 帳に1年以上記録 されていること。	身体障がい者が就労等のため普通自動車運転免許を取得し た際に要する費用について45,000円を限度に助成しま す。 免許証交付日において市内に1年以上居住し、免許証交 付後1年以内に申請が必要です。 ・必要書類 申請書、免許証、領収書、身障手帳、銀行等 の預金通帳
(4) 重度身体・知的障 がい者(児)介護 者自動車運転技能 習得助成 窓口 …障がい福祉室	1・2級の身体障がい 者(児)又は重度知的 障がい者(児)ととも に住み、日常生活にお いて常時介護してい る方 ※吹田市住民基本台 帳に1年以上記録 されていること。	重度身体・知的障がい者(児)の介護者が普通自動車運 転免許を取得した際に要する費用について45,000円を限 度に助成します。 免許証交付日において、障がい者(児)とともに市内に1 年以上居住し、免許証交付後1年以内に申請が必要です。 なお、障がい者(児)又は同一住人の名義で、自動車を所 有していることが必要です。 ・必要書類 申請書、免許証、領収書、車検証、身障手帳 または療育手帳、銀行等の預金通帳
(5) 福祉サービスに係 る診断料の自己負 担金助成 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	市町村民税が非課税の 世帯に属する方等 (生活保護世帯除く)	身体・知的障がい者が施設入所、短期入所、特別児童扶養 手当、障がい児福祉手当、特別障がい者手当、補装具費の 申請に必要な健康診断書(または意見書)作成に要する診 断料を助成します。 ・必要書類 申請書、領収書(原本)、銀行等の預金通帳、 世帯全員の非課税証明書(※診断書作成日が7月1日～12月31日 の場合、その年の1月1日現在に吹田市に住民票がない方、診断書作成日 が1月1日～6月30日の場合、前年の1月1日現在に吹田市に住民票がない 方のみ)
(6) 身体障がい者手帳 診断料の自己負担 金助成 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター	市町村民税が非課税の 世帯に属する方 (生活保護世帯除く)	身体障がい者手帳の交付申請に必要な診断書の作成に要す る診断料を助成します。 ・必要書類 申請書、領収書(原本)、銀行等の預金通帳、 世帯全員の非課税証明書(※診断書作成日が7月1日～12月31日 の場合、その年の1月1日現在に吹田市に住民票がない方、診断書作成 日が1月1日～6月30日の場合、前年の1月1日現在に吹田市に住民票が ない方のみ)

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(7) 福祉タクシー 利用券の交付 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター 問合せ窓口 …障がい福祉室	在宅の1・2級身体障がい者(児)のうち、視覚・肢体(上肢のみは除く)・内部の障がい者(児)、在宅の重度(A)知的障がい者(児)、在宅の1級精神障がい者(児)。 ※聴覚、平衡機能、音声機能、そしゃく機能は対象外	タクシー乗車運賃助成を受けられる利用券(上限600円)を交付しています。1回の乗車につき、障がい者割引適用後の乗車運賃が1,200円までは1枚のみ、1,200円以上は2枚まで使用可能。 ・交付枚数 一人あたり年間最大60枚 ・必要書類 申請書、身障手帳、療育手帳(判定書)又は精神障がい者保健福祉手帳、所得証明書 ・障がい・高齢・児童・更生施設等へ入所していないこと。 ・住民票と居所が吹田市にあること。 ・世帯の最多所得者の合計所得金額が500万円未満であること。 【※利用可能なタクシー会社は、市ホームページ(左下QRコード)又は利用券冊子でご確認いただけます。】
(8) リフト付き福祉 タクシー利用券 の交付 窓口 …障がい福祉室 問合せ窓口 …障がい福祉室	車いす使用者など、交通機関による移動が困難な在宅の身体障がい者(児)のうち、下肢・体幹・脳性麻痺の1・2級、又は内部障がい1級のいずれかに該当する方。 【利用可能な福祉タクシー(リフト付き含む)一覧】 	リフト付き福祉タクシーの利用者に対し、障がい者割引(1割引)適用後の乗車料金を助成対象(上限3,000円)に、リフト付き福祉タクシー専用の利用券を交付しています。1回の乗車につき利用は1枚まで。 ・交付枚数 一人あたり年間最大48枚(枚数は申請月によって異なります) ・必要書類 申請書、身障手帳、所得証明書 ・障がい・高齢・児童・更生施設等へ入所していないこと。 ・住民票と居所が吹田市にあること。 ・世帯の最多所得者の合計所得金額が500万円未満であること。 ・(7)福祉タクシー利用券との併用不可。 【※利用可能なタクシー会社は、市ホームページ又は利用券冊子でご確認いただけます。】
(9) タクシー料金の 障がい者割引	身障手帳又は療育手帳の交付を受けた方が、タクシーを利用されるときに、身障手帳又は療育手帳を提示すれば、タクシー料金(メーター金額)が1割引となる場合があります。詳しくは、各タクシー会社にお問い合わせください。	
(10) 重度障がい者等 住宅改造助成金 窓口 …障がい福祉室	在宅で次の障がいがある方 ・身体障がい者手帳が1・2級 または 下肢・体幹が3級 ・重度の知的障がい	障がい者の心身の状況により必要と認められる便所・浴室・玄関・廊下・階段・台所・居室等の改造をする場合に助成金(最高500,000円)を交付します。事前の相談が必要です。 ・所得制限あり
(11) 家具等転倒防止器 具設置助成 窓口 …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター 高齢福祉室 (118番窓口) (電話 6384-1360) (FAX 6368-7348)	市町村民税非課税世帯又は生活保護受給世帯で、次のいずれかに該当する世帯 ・重度障がい者のみの世帯 ・重度障がい者と65歳以上の高齢者で構成する世帯 ※重度障がい者とは、在宅の身障手帳1・2級、療育手帳A又は精神障がい者保健福祉手帳1級の所持者。	震災時のタンスや食器棚など家具の転倒による人的被害を軽減するため、家具転倒防止器具を自力で取り付けできない高齢者・障がい者に、設置費用(取り付け費)として15,500円を限度に助成し、市が指定した業者が取り付けを行います。また、材料費(購入費)として、市町村民税非課税世帯には3,000円、生活保護受給世帯には5,000円を限度に助成します。 ※65歳以上の高齢者のみで構成され、介護保険で要支援・要介護と認定された高齢者を含む世帯の申請窓口は、高齢福祉室になります。 ・必要書類 申請書、承諾書、見積書、家主承諾書、認め印、市民税課税(非課税)証明書

7 減免・割引など

制 度 名 称	対 象 者	内 容																																													
(1) 所得税等の 所得控除額等 窓 口 ・所得税・相続税 贈与税 …吹田税務署 〒564-8515 吹田市片山町 3-16-22 (電話 6330-3911) ・個人事業税 …三島府税事務所 〒567-8515 茨木市中穂積 1-3-43 (電話 072-627-1121) (FAX 072-627-1327) ・住民税 …市役所市民税課 (202番窓口) (電話050-1721-2523) (FAX 6368-7344)	身体障がい者手帳、療育手帳（判定書）及び精神障がい者保健福祉手帳の所持者が、次表の税について所得控除等が受けられます。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="715 432 798 488">種 類</th> <th data-bbox="798 432 1112 488">内 容</th> <th data-bbox="1112 432 1386 488">金 額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="715 488 798 620">所 得 税</td> <td data-bbox="798 488 1112 620">障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい3～6級、知的障がい中度、軽度、精神障がい2・3級の場合）</td> <td data-bbox="1112 488 1386 620">所得控除 27万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 620 798 752"></td> <td data-bbox="798 620 1112 752">特別障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい1・2級、知的障がい重度、精神障がい1級の場合）</td> <td data-bbox="1112 620 1386 752">所得控除 40万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 752 798 884"></td> <td data-bbox="798 752 1112 884">同居特別障がい者に係る障がい者控除（同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で本人等と同居している場合）</td> <td data-bbox="1112 752 1386 884">所得控除 75万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 884 798 1016"></td> <td data-bbox="798 884 1112 1016">小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）</td> <td data-bbox="1112 884 1386 1016">所得控除 掛金の全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1016 798 1104"></td> <td data-bbox="798 1016 1112 1104">心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除く。）を受けた場合</td> <td data-bbox="1112 1016 1386 1104">非 課 税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1104 798 1236">住 民 税</td> <td data-bbox="798 1104 1112 1169">障がい者控除（所得税の場合と同じ）</td> <td data-bbox="1112 1104 1386 1169">所得控除 26万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1169 798 1236"></td> <td data-bbox="798 1169 1112 1236">特別障がい者控除（所得税の場合と同じ）</td> <td data-bbox="1112 1169 1386 1236">所得控除 30万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1236 798 1368"></td> <td data-bbox="798 1236 1112 1368">同居特別障がい者に係る障がい者控除（所得税の場合と同じ）</td> <td data-bbox="1112 1236 1386 1368">所得控除 53万円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1368 798 1500"></td> <td data-bbox="798 1368 1112 1500">小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）</td> <td data-bbox="1112 1368 1386 1500">所得控除 掛金の全額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1500 798 1632">税</td> <td data-bbox="798 1500 1112 1632">前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者</td> <td data-bbox="1112 1500 1386 1632">非 課 税</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1632 798 1765"></td> <td data-bbox="798 1632 1112 1765">前年の合計所得金額が135万円を超え145万円までの障がい者</td> <td data-bbox="1112 1632 1386 1765">所得割の1/2を 減額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1765 798 1915"></td> <td data-bbox="798 1765 1112 1915">前年の合計所得金額が145万円を超え160万円までの障がい者</td> <td data-bbox="1112 1765 1386 1915">所得割の1/4を 減額</td> </tr> <tr> <td data-bbox="715 1915 798 2047">個 人 事 業 税</td> <td data-bbox="798 1915 1112 2047">両眼の視力を喪失した者又は両眼の視力（屈折異常のある者は矯正視力）が0.06以下の視覚障がいのある者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業</td> <td data-bbox="1112 1915 1386 2047">課税対象外</td> </tr> </tbody> </table>	種 類	内 容	金 額	所 得 税	障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい3～6級、知的障がい中度、軽度、精神障がい2・3級の場合）	所得控除 27万円		特別障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい1・2級、知的障がい重度、精神障がい1級の場合）	所得控除 40万円		同居特別障がい者に係る障がい者控除（同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で本人等と同居している場合）	所得控除 75万円		小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の全額		心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除く。）を受けた場合	非 課 税	住 民 税	障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 26万円		特別障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 30万円		同居特別障がい者に係る障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 53万円		小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の全額	税	前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非 課 税		前年の合計所得金額が135万円を超え145万円までの障がい者	所得割の1/2を 減額		前年の合計所得金額が145万円を超え160万円までの障がい者	所得割の1/4を 減額	個 人 事 業 税	両眼の視力を喪失した者又は両眼の視力（屈折異常のある者は矯正視力）が0.06以下の視覚障がいのある者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	課税対象外			
		種 類	内 容	金 額																																											
		所 得 税	障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい3～6級、知的障がい中度、軽度、精神障がい2・3級の場合）	所得控除 27万円																																											
			特別障がい者控除（本人又は同一生計配偶者、扶養親族が身体障がい1・2級、知的障がい重度、精神障がい1級の場合）	所得控除 40万円																																											
			同居特別障がい者に係る障がい者控除（同一生計配偶者又は扶養親族が特別障がい者で本人等と同居している場合）	所得控除 75万円																																											
			小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の全額																																											
			心身障がい者扶養共済制度に基づいて支給される給付金（脱退一時金を除く。）を受けた場合	非 課 税																																											
		住 民 税	障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 26万円																																											
			特別障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 30万円																																											
			同居特別障がい者に係る障がい者控除（所得税の場合と同じ）	所得控除 53万円																																											
			小規模企業共済等掛金控除（心身障がい者扶養共済制度掛金等）	所得控除 掛金の全額																																											
		税	前年の合計所得金額が135万円以下の障がい者	非 課 税																																											
			前年の合計所得金額が135万円を超え145万円までの障がい者	所得割の1/2を 減額																																											
			前年の合計所得金額が145万円を超え160万円までの障がい者	所得割の1/4を 減額																																											
個 人 事 業 税	両眼の視力を喪失した者又は両眼の視力（屈折異常のある者は矯正視力）が0.06以下の視覚障がいのある者が行う、あん摩、マッサージ又は指圧、はり、きゅう、柔道整復その他の医業に類する事業	課税対象外																																													

	相	障がい者控除（日本国内に住所があり、かつ法定相続人である障がい者が、相続又は遺贈により財産を取得した場合）	85歳までの年数に10万円（特別障がい者は20万円）を乗じた額を控除
	続		
	税	心身障がい者扶養共済制度により支給される給付金を受ける権利を相続や贈与で取得した場合	非課税（贈与税についても非課税）
贈	特定障がい者扶養信託契約に基づく、特定障がい者の方を受益者とする財産の信託があったとき、		非課税
与	・ 特定障がい者が特別障がい者の場合 信託受益権の価額のうち6,000万円まで ・ 特定障がい者が特別障がい者以外の場合 信託受益権の価額のうち3,000万円まで		
税	※特定障がい者とは、①特別障がい者及び②障がい者のうち精神に障がいのある方をいいます。		

(2) 軽自動車税
種別割の減免
窓口
…市役所市民税課
軽自動車税担当
(203番窓口)
(電話 050-1721-4360)
(FAX 6368-7344)

対象年度の4月1日時点で障がい者手帳の交付を受け、所定の要件を満たしている場合、自家用車の軽自動車税（種別割）が減免となります。

・ 身体障がい者手帳…下記フローチャートをご確認ください。

身体障がい者手帳の等級要件	
視覚／乳児期以前の非進行性の脳病変による運動（上肢・移動）機能障がい	1～4級
聴覚障がい	2～4級
平衡機能障がい	3級
上肢不自由、下肢不自由、体幹不自由、心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい	1～3級
音声機能・言語機能又はそしゃく機能障がい	3～4級

※複数の障がいがある場合は軽自動車税担当に確認してください。

- ・療育手帳…等級要件なし
- ・精神保険福祉手帳…1級かつ自立支援医療を受給
- ・手帳の交付を受けた方を除く同一生計者が運転者かつ納税義務者である場合、専ら障がいのある方の通院・通学・通所等に使用している必要があります。
- ・減免対象になるのは、普通自動車を含め1人1台です。

制 度 名 称	内 容						
<p>(3) 自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免</p> <p>窓口</p> <ul style="list-style-type: none"> 既に自動車を所有している場合の自動車税種別割の減免 <ul style="list-style-type: none"> …三島府税事務所 〒567-8515 茨木市中穂積 1-3-43 (電話 072-627-1121) (FAX 072-627-1327) 新たに自動車を取得する場合の自動車税種別割・自動車税環境性能割の減免 <ul style="list-style-type: none"> (※大阪ナンバー) …大阪自動車税事務所寝屋川分室 〒572-0846 寝屋川市高宮栄町 13-2 (電話 072-823-1801) (FAX 072-820-1143) <p>※なにわナンバーの方は、なにわ分室へ。 ※和泉・堺ナンバーの方は和泉分室へ。 ※自動車登録に関する相談は大阪運輸支局へ。</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車税コールセンター <ul style="list-style-type: none"> (電話 0570-020156) (IP等でつながらない場合 06-6776-7021) 	<p>次の表の身体障がい者等に対しては、自動車税種別割及び自動車税環境性能割が1台に限り減免されます。</p>						
所 有 者		運 転 者		身 体 障 が い 者 等			
				18歳以上の軽度の身体障がい者	18歳未満の身体障がい者、18歳以上の軽度以外の身体障がい者	療育手帳等の交付を受けている方	精神障がい者 保健福祉手帳 1級で自立支援医療受給者証の交付を受けている方
本 人	本 人	○	○	○	○		
	身体障がい者等の家族	-	○	○	○		
身体障がい者等の家族	本 人	-	○	○	○		
	身体障がい者等の家族	-	○	○	○		
<ul style="list-style-type: none"> ○印は自動車税種別割及び自動車税環境性能割の減免を示します。 自家用自動車（白ナンバー）に限ります。 減免額など詳しくは、各窓口へお問い合わせください。 							
<p>(参考) 障がいの程度 (身体障がい者手帳)</p>							
区 分		軽度以外の障がい (重度の障がい)		軽度の障がい			
下 肢 不 自 由		1 級～3 級		4 級～6 級			
体 幹 不 自 由		1 級～3 級		5 級			
上 肢 不 自 由		1 級～3 級		4 級～6 級			
脳 原 性 運 動 機 能 障 が い		1 級～4 級		5 級・6 級			
視 覚 障 が い		1 級～4 級		5 級・6 級			
聴 覚 障 が い		2 級～4 級		6 級			
平 衡 機 能 障 が い		3 級		5 級			
心臓、じん臓、肝臓、呼吸器、ぼうこう・直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障がい		1 級～3 級		4 級			
音声・言語、そしゃく機能の障がい		3 級・4 級		-			

制 度 名 称	内 容																																				
(4) 交通運賃の割引	<p>旅客鉄道・バス・航空・船舶を利用されるときに割引を受けられます。</p> <p>手帳の旅客鉄道株式会社旅客運賃割引欄に記載している種別（第1種・第2種）により、割引内容が異なります。</p> <p>また、鉄道事業者等によって対象者や内容が異なることがあります。</p> <p>第1種身体障がい者・知的障がい者とは</p> <ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者 次表の左欄に掲げる障がいの区分ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる等級に該当する障がいがある方。 <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">障がいの区分</th> <th>障がいの程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視 覚 障 がい</td> <td></td> <td>1級から3級までの各級及び4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴 覚 障 がい</td> <td></td> <td>2級及び3級</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">肢 体 不 自 由</td> <td>上 肢 不 自 由</td> <td>1級、2級の1及び2級の2</td> </tr> <tr> <td>下 肢 不 自 由</td> <td>1級、2級及び3級の1</td> </tr> <tr> <td>体 幹 不 自 由</td> <td>1級から3級までの各級</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい</td> <td>上肢機能障がい</td> <td>1級及び2級 (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td>移動機能障がい</td> <td>1級から3級までの各級 (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)</td> </tr> <tr> <td rowspan="7">内 部 障 がい</td> <td>心 臓 機 能 障 がい</td> <td>1級から4級までの各級</td> </tr> <tr> <td>じ ん 臓 機 能 障 がい</td> <td>1級から4級までの各級</td> </tr> <tr> <td>呼 吸 器 機 能 障 がい</td> <td>1級から4級までの各級</td> </tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸の機能障がい</td> <td>1級から3級までの各級</td> </tr> <tr> <td>小 腸 機 能 障 がい</td> <td>1級から4級までの各級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td> <td>1級から4級までの各級</td> </tr> <tr> <td>肝 臓 機 能 障 がい</td> <td>1級から4級までの各級</td> </tr> </tbody> </table> <p>*障がいの等級については、別表1 身体障害者障害程度等級表を参照してください。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・知的障がい者 療育手帳A（判定は重度）を所持する方。 <p>第2種身体障がい者・知的障がい者とは</p> <p>上記の第1種に該当しない方。</p>	障がいの区分		障がいの程度	視 覚 障 がい		1級から3級までの各級及び4級の1	聴 覚 障 がい		2級及び3級	肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1	体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級及び2級 (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)	移動機能障がい	1級から3級までの各級 (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)	内 部 障 がい	心 臓 機 能 障 がい	1級から4級までの各級	じ ん 臓 機 能 障 がい	1級から4級までの各級	呼 吸 器 機 能 障 がい	1級から4級までの各級	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級から3級までの各級	小 腸 機 能 障 がい	1級から4級までの各級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級までの各級	肝 臓 機 能 障 がい	1級から4級までの各級
障がいの区分		障がいの程度																																			
視 覚 障 がい		1級から3級までの各級及び4級の1																																			
聴 覚 障 がい		2級及び3級																																			
肢 体 不 自 由	上 肢 不 自 由	1級、2級の1及び2級の2																																			
	下 肢 不 自 由	1級、2級及び3級の1																																			
	体 幹 不 自 由	1級から3級までの各級																																			
	乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障がい	上肢機能障がい	1級及び2級 (1上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)																																		
		移動機能障がい	1級から3級までの各級 (1下肢のみに運動機能障がいがある場合を除く。)																																		
内 部 障 がい	心 臓 機 能 障 がい	1級から4級までの各級																																			
	じ ん 臓 機 能 障 がい	1級から4級までの各級																																			
	呼 吸 器 機 能 障 がい	1級から4級までの各級																																			
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級から3級までの各級																																			
	小 腸 機 能 障 がい	1級から4級までの各級																																			
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から4級までの各級																																			
	肝 臓 機 能 障 がい	1級から4級までの各級																																			

◎鉄道

<各鉄道の利用方法>

券売機で割引切符（車いすマークのボタン等）又は小児用切符を購入してください。
詳しくは各駅・鉄道会社にお問い合わせください。

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	第1種及び第2種の身体障がい者及び知的障がい者	普通乗車券（片道100kmを超える利用の場合のみ）	5割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	第1種障がい者及びその介護者	普通乗車券、回数乗車券、急行券（特別急行券は除きます）、定期券（本人が12歳未満の場合は、介護者のみ）	5割
	第2種障がい児(12歳未満)の介護者 *障がい者本人が12歳以上の場合、割引の対象にはなりません。	定期券	5割（介護者のみ）

◎大阪メトロ

・地下鉄ニュートラム

* 障がい者本人が単独で乗車する場合の割引はありません。

* 乗車される場合は、必ず手帳を携帯してください。

* 乗車券販売窓口等において手帳の提示が必要です。

乗車の形態	割引の対象者		割引の内容	割引率
介護者とともに乗車する場合 (介護者は1名まで。ただし、車イスを使用する場合は2名まで)	第1種障がい者及びその介護者	大人	普通券、定期券、回数カード	5割
		小児	普通券、定期券、回数カード	
	12歳未満の第2種障がい児及びその介護者	小児	普通券、定期券、回数カード * 障がい者が12歳以上は対象外	

◎バス

乗車の形態	割引の対象者	割引の内容	割引率
障がい者本人が単独で乗車する場合	障がい者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
介護者とともに乗車する場合（介護者は1名まで）	第1種障がい者及びその介護者	普通乗車券、回数券（回数券の種類により割引のない場合があります）	5割
		定期券	3割
	12歳未満の第2種障がい児の介護者 * 介護者のみ	定期券	3割

詳しくは、利用されるバス会社にお問い合わせください。

◎航空

主要な定期航空路線の国内全線の航空運賃が割引されます。

詳しくは、利用される航空会社にお問い合わせください。

◎船舶

船舶の旅客運賃も、鉄道と同様の割引がされる場合があります。

詳しくは、利用される船舶会社にお問い合わせください。

制 度 名 称	内 容																																					
<p>(5) 有料道路通行料金の割引 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">窓 口</div> …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター</p> <p>※ 障がい者相談支援センターでは即日証明できません。</p>	<p>事前に登録する必要があります。登録自動車は1台のみ。(本人、親族又は介護者が所有する自家用自動車。法人名義を除く。)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象 <ul style="list-style-type: none"> ① 1種の身障手帳又は療育手帳Aの交付を受けている方は、障がい者本人及び本人以外の者の運転が割引の対象です。 ② 2種の身障手帳の交付を受けている方は、障がい者本人の運転に限り割引の対象です。 ・割引率 5割 ・必要書類 <table border="1" data-bbox="483 663 1390 1008" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="3">障がい者手帳の種類</th> <th colspan="5">必要なもの</th> </tr> <tr> <th colspan="5">ETCカードで割引を受ける方</th> </tr> <tr> <th>障がい者手帳</th> <th>車検証</th> <th>免許証</th> <th>ETCカード(※)</th> <th>ETC車載器セットアップ証明書</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身障手帳</td> <td>1種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>2種</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td>療育手帳</td> <td>A</td> <td>○</td> <td>○</td> <td>×</td> <td>○</td> <td>○</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ※ ETCカードは本人名義に限る。ただし、18歳未満は保護者名義でも可。 ※ 所有者や使用者、用途の種別などによっては割引対象外となる場合があります。 ※ 障がい者相談支援センターでの申請受付の場合、後日、障がい福祉室より証明書を自宅へ郵送します。 	障がい者手帳の種類		必要なもの					ETCカードで割引を受ける方					障がい者手帳	車検証	免許証	ETCカード(※)	ETC車載器セットアップ証明書	身障手帳	1種	○	○	×	○	○	2種	○	○	○	○	○	療育手帳	A	○	○	×	○	○
障がい者手帳の種類				必要なもの																																		
				ETCカードで割引を受ける方																																		
		障がい者手帳	車検証	免許証	ETCカード(※)	ETC車載器セットアップ証明書																																
身障手帳	1種	○	○	×	○	○																																
	2種	○	○	○	○	○																																
療育手帳	A	○	○	×	○	○																																
<p>(6) NHK受信料の減免 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">窓 口</div> …障がい福祉室 障がい者相談 支援センター</p> <p>※ 障がい者相談支援センターでは即日証明できません。</p> <p><div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">お問合せ窓口</div> …NHK大阪放送局 開発推進部免除担当 大阪市中央区大手前 4-1-20 (電話 6937-9000) (FAX 6937-3501) (平日10:00~17:00)</p>	<table border="1" data-bbox="483 1216 1385 1581" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>免除の種類</th> <th>要 件</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>全額免除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・世帯に、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)又は精神障がい者(児)がいる。 ・世帯員全員が市町村民税非課税 ・世帯員のいずれかの方が受信契約者 </td> </tr> <tr> <td>半額免除</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・受信契約者の方が、視覚もしくは聴覚の障がい者、身体障がい者手帳1・2級の所持者、重度の知的障がい者又は精神障がい者手帳1級所持者。 ・受信契約者が世帯主 </td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・必要書類 認め印、身障手帳、療育手帳(判定書)又は精神手帳 (全額免除の場合、世帯全員の市町村民税課税証明書(非課税証明書)が必要な場合あり。) ※ 障がい福祉室で申請される場合、窓口で免除基準に該当する証明書を受取り、NHKへ郵送してください。 ※ 障がい者相談支援センターで申請される場合、免除基準に該当する証明書を障がい福祉室からNHKへ郵送します。 ※ 対象世帯の住居にある受信機(テレビ等)が減免の対象となります。 	免除の種類	要 件	全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)又は精神障がい者(児)がいる。 ・世帯員全員が市町村民税非課税 ・世帯員のいずれかの方が受信契約者 	半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・受信契約者の方が、視覚もしくは聴覚の障がい者、身体障がい者手帳1・2級の所持者、重度の知的障がい者又は精神障がい者手帳1級所持者。 ・受信契約者が世帯主 																															
免除の種類	要 件																																					
全額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・世帯に、身体障がい者(児)、知的障がい者(児)又は精神障がい者(児)がいる。 ・世帯員全員が市町村民税非課税 ・世帯員のいずれかの方が受信契約者 																																					
半額免除	<ul style="list-style-type: none"> ・受信契約者の方が、視覚もしくは聴覚の障がい者、身体障がい者手帳1・2級の所持者、重度の知的障がい者又は精神障がい者手帳1級所持者。 ・受信契約者が世帯主 																																					

制 度 名 称	内 容																								
(7) 点字郵便物の 無料扱い 窓 口 …郵便局	点字郵便物および特定録音物等郵便物の郵送料は免除されます。 「特定録音物等郵便物」とは、盲人用の録音物又は点字用紙を内容とする郵便物であり、日本郵便株式会社が指定した施設から差し出し、又はこれらの施設に宛てて差し出されるものをいいます。(3キログラムまで)																								
(8) 吹田市民プールほか 体育施設個人使用料 の減免 窓 口 …文化スポーツ 推進室 (313番窓口) (電話 6384-2394) (FAX 6368-9908) ※手帳や判定書の提示 が必要です。	<table border="1" data-bbox="472 510 1406 1182"> <thead> <tr> <th>対 象 者</th> <th>区 分</th> <th>障がい程度</th> <th>減免対象者</th> <th>減免率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">身体障がい者(児) (身障手帳所持者)</td> <td rowspan="2">大人 (12歳以上)</td> <td>1・2・3・4級</td> <td>本人及び (※2) 介助者</td> <td rowspan="4">障がい者 100% 又は 50% (※1) 介助者 100%</td> </tr> <tr> <td>5・6級</td> <td>本人のみ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">知的障がい者(児) (療育手帳又は判定書所持者)</td> <td rowspan="2">小人 (12歳未満)</td> <td>1・2・3・4 ・5・6級</td> <td>本人及び (※2) 介助者</td> </tr> <tr> <td>A(重度)・ B1(中度)・ B2(軽度)</td> <td>本人及び (※2) 介助者</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">精神障がい者(児) (障がい者手帳所持者)</td> <td rowspan="2"></td> <td>1・2級</td> <td>本人及び (※2) 介助者</td> </tr> <tr> <td>3級</td> <td>本人のみ</td> </tr> </tbody> </table> <p>(※1) 吹田市民プールは市内在住・在勤・在学の障がい者(児)が100%、その他の吹田市立体育施設は市内在住の障がい者(児)が50%となります。</p> <p>(※2) 障がいの程度等により障がい者1人につき複数人の介助者を必要とする場合、当該介助者については使用料が免除されます。</p>	対 象 者	区 分	障がい程度	減免対象者	減免率	身体障がい者(児) (身障手帳所持者)	大人 (12歳以上)	1・2・3・4級	本人及び (※2) 介助者	障がい者 100% 又は 50% (※1) 介助者 100%	5・6級	本人のみ	知的障がい者(児) (療育手帳又は判定書所持者)	小人 (12歳未満)	1・2・3・4 ・5・6級	本人及び (※2) 介助者	A(重度)・ B1(中度)・ B2(軽度)	本人及び (※2) 介助者	精神障がい者(児) (障がい者手帳所持者)		1・2級	本人及び (※2) 介助者	3級	本人のみ
対 象 者	区 分	障がい程度	減免対象者	減免率																					
身体障がい者(児) (身障手帳所持者)	大人 (12歳以上)	1・2・3・4級	本人及び (※2) 介助者	障がい者 100% 又は 50% (※1) 介助者 100%																					
		5・6級	本人のみ																						
知的障がい者(児) (療育手帳又は判定書所持者)	小人 (12歳未満)	1・2・3・4 ・5・6級	本人及び (※2) 介助者																						
		A(重度)・ B1(中度)・ B2(軽度)	本人及び (※2) 介助者																						
精神障がい者(児) (障がい者手帳所持者)		1・2級	本人及び (※2) 介助者																						
		3級	本人のみ																						
(9) 青い鳥葉書の 配布 窓 口 …郵便局	身障手帳1・2級又は療育手帳Aの交付を受けた方に通常葉書20枚を配布します。 ・受付期間 4月1日から5月31日まで(土日の場合は翌営業日) ※お渡しは4月20日以降順次郵送																								
(10) 携帯電話料金 割引 窓 口 …各携帯電話会社	身障手帳、療育手帳又は精神手帳をお持ちの方に、携帯電話料金の割引制度がある場合があります。詳しくは、各携帯電話会社へお問い合わせください。																								

制 度 名 称	内 容																				
(1) 万博公園の入園料 ・ 駐車場使用料の 免除 <input type="checkbox"/> 窓 口 …万博記念公園 コールセンター 吹田市千里万博公園 10-6 (電話0570-01-1970 又は06-6877-7387)	身障手帳、療育手帳又は精神手帳等をお持ちの方とその付添者（手帳等所持者1人につき1人まで）は、自然文化園・日本庭園の入園料及び駐車場使用料が免除となります。 ・ 入門ゲートにて手帳等の提示が必要です。手帳所持者の方が御提示ください。 ・ 駐車場を御利用の場合は、駐車券を入門ゲートにて御提示ください。駐車料の無料処理をいたします。																				
(12) NTT104 無料番号案内 <input type="checkbox"/> 窓 口 …NTT西日本 ふれあい案内担当 フリーダイヤル (0120-104-174) 受付時間 月～金曜日 9時～17時 (土・日・祝及び 年末年始を除く) FAXフリーダイヤル (0120-104-134) [※用紙には氏名・ 連絡先・FAX番号を 記載してください。]	電話帳利用が困難な視覚・聴覚・上肢等の障がい、知的又は精神障がいのある方が事前に登録することでNTTの104（番号案内）を無料で利用できる制度です。 対象者・・・(ア) 身障手帳をお持ちで、次のいずれかの障がいのある方 <table border="1" data-bbox="662 795 1404 1209"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>等 級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>1級～6級</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2・3・4・6級</td> </tr> <tr> <td> 肢体不自由 (上肢、体幹又は乳幼時期以前の 非進行性の脳病変による運動機 能障がい) </td> <td>1・2級</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい</td> <td>3・4級</td> </tr> </tbody> </table> (イ) 療育手帳をお持ちの方 (ウ) 精神手帳をお持ちの方 (エ) 戦傷病者手帳をお持ちで、次のいずれかの傷病のある方 <table border="1" data-bbox="662 1332 1404 1646"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>障がいの程度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>特別項症～第6項症</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>第2項症・第4項症</td> </tr> <tr> <td>上肢障がい</td> <td>特別項症～第2項症</td> </tr> <tr> <td>音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい</td> <td>第1項症・第2項症・第4項症</td> </tr> </tbody> </table> ※ 詳しくは、NTT西日本ふれあい案内担当へお問い合わせください。 なお、代理の方が届ける場合は、登録申込者の印鑑が必要です。 ※ ふれあい案内の利用については、NTT西日本及びNTTの104の利用可能な通信事業者の回線（携帯電話含む）から、104をダイヤルした場合が対象となります。	区 分	等 級	視覚障がい	1級～6級	聴覚障がい	2・3・4・6級	肢体不自由 (上肢、体幹又は乳幼時期以前の 非進行性の脳病変による運動機 能障がい)	1・2級	音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい	3・4級	区 分	障がいの程度	視覚障がい	特別項症～第6項症	聴覚障がい	第2項症・第4項症	上肢障がい	特別項症～第2項症	音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい	第1項症・第2項症・第4項症
区 分	等 級																				
視覚障がい	1級～6級																				
聴覚障がい	2・3・4・6級																				
肢体不自由 (上肢、体幹又は乳幼時期以前の 非進行性の脳病変による運動機 能障がい)	1・2級																				
音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい	3・4級																				
区 分	障がいの程度																				
視覚障がい	特別項症～第6項症																				
聴覚障がい	第2項症・第4項症																				
上肢障がい	特別項症～第2項症																				
音声機能、言語機能又は そしゃく機能の障がい	第1項症・第2項症・第4項症																				

制 度 名 称	対 象 者	内 容
(13) バリアフリー改修した住宅の固定資産税の減額 <input type="checkbox"/> 窓口 …資産税課 (206番窓口) (電話 050-1721-2751) (FAX 6368-7344)	次のいずれかの方が申請時に居住していること ・障がいのある方 ・改修工事が完了した翌年の1月1日現在65歳以上の方 ・介護保険の「要支援・要介護」認定を受けている方	新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸を除く）で、令和8年3月31日までに一定のバリアフリー改修工事を行った場合、改修工事が完了した翌年度に限り、対象家屋の100㎡分までの固定資産税額3分の1を減額します。 ・対象家屋 延床面積が50㎡以上280㎡以下であること。 ・対象工事 廊下又は出入口の拡幅、階段の勾配緩和、浴室の改良、トイレの改良、手すりの取付け、床の段差解消、引き戸への取替え、床表面の滑り止め化 ・その他 補助金等を除く自己負担額が1戸あたり50万円を超える改良工事であること ※省エネ改修工事による減額措置との併用は可能です。但し、同工事により認定長期優良住宅に該当することになった家屋（固定資産税額の3分の2の減額をうける家屋）は併用できません。 ※耐震改修工事による減額措置との併用はできません。 ※バリアフリー改修工事に伴う減額措置は一戸につき一度しか適用されません。 ※工事完了後3か月以内に添付書類を添えて申請してください。
(14) 市営自転車駐車場の定期使用料の割引 <input type="checkbox"/> 窓口 → 各自転車駐車場	手帳等（身体障がい者手帳、療育手帳、精神障がい者保健福祉手帳）をお持ちで、市営自転車駐車場を定期使用の方は、定期使用料の割引を受けることができます。割引率は30%になります。（100円未満は切捨て）。 ・手帳等の提示が必要です。	

8 文化・社会活動

制度名称	対象者	内容
(1) 点字版・声の市報 すいたの発行 窓ロ …広報課 (231番窓口)	視覚障がい者	市の施策や行事などを視覚障がい者に知っていただくため、点字版市報すいた及び声の市報すいたを発行しています。希望される方は申込みをしてください。 ※視覚に障がいがあり希望される場合、ご相談ください。 (電話 6384-1276)
(2) 点字・録音図書・LLブックの貸出、デイジー図書再生機の貸出 窓ロ …市立千里山・佐井寺図書館 (電話 6192-0516)	視覚障がい者および文字情報 摂取困難者	視覚障がい者など活字を読むことが難しい方に、利用しやすいかたちで情報を得たり本を読んだりすることができるよう、点字図書や録音図書を貸出しています。録音図書には図書を朗読して読み上げたもののほか、シネマデイジー、マルチメディアデイジーがあります。LLブックの貸出もしています。 *シネマデイジー 映像はなく、映画の音声に画面解説の音声をつけた耳から楽しめる映画 *マルチメディアデイジー 拡大やハイライトが自在にできる文字表示と音声読み上げを同時利用でき、弱視者や学習障がいの方に役立つデジタル図書 *LLブック 知的障がい、学習障がいの方にわかりやすく書かれた本 ※デイジー図書（デジタル録音図書）を聞くための機器（ブレストーク）を貸出しています。
(3) 対面朗読 窓ロ …市内各図書館	視覚障がい者および文字 情報摂取困難者	視覚障がい者など活字を読むことが難しい方に、耳から聞くことで情報を得たり本を読んだりすることができるよう、本や雑誌などのほか、お手持ちの資料やパンフレットなどを朗読専門ボランティアがお読みします。
各図書館電話番号 ・中央：6387-0071 ・千里：6834-0132 ・さんくす：6317-0037 ・江坂：6385-3766 ・千里山・佐井寺：6192-0516 ・千里丘：6877-4060 ・健都ライブラリー：6388-3800 ・北千里：6834-2922 ・山田駅前：6816-7722		
(4) 図書の郵送貸出 窓ロ …市立千里山・佐井寺図書館 (電話 6192-0516)	①身体障がい者手帳の交付を受けている方のうち、肢体不自由1・2級、内部機能障がい1～3級及び視覚障がい1・2級に認定されている方 ②戦傷病者手帳の交付を受けている方のうち、特別項症～第3項症に認定されている方 ③介護保険法第12条第3項の被保険者証に要介護4～5の記載がある方 ④療育手帳の交付を受けている方で、障がいの程度が「A」に認定されている方 ⑤精神障がい者保健福祉手帳の交付を受けている方で、障がい等級が1級に認定されている方	図書館への来館が困難な方に、図書館の図書・雑誌を郵送で貸出しています。利用するには、登録が必要です。 ・貸出冊数 … 15冊まで（大きさに制限があります。） ・貸出期間 … 30日間 ・利用料 … 無料

制度名称	対象者	内 容		
(5) 福祉団体活動 窓ロ …福祉団体の代表	心身障がい者（児）又は その保護者	心身障がい者（児）福祉の向上と会員相互の親睦を図る目的で 各種の行事、研究等の活動を行っています。		
		代 表 者		
	団 体 名	氏 名	所 在 地	電話番号等
	吹田市肢体不自由児・者 父 母 の 会	アガI 加コ 藤江 嘉代子	〒565-0071 吹田市西の庄町4-33 ふりーぼーど	6369-7097
	吹田市手をつなぐ親の会	ヒロヒ 岸マツ 広瀬 力松	〒565-0071 吹田市西の庄町4-33 ふりーぼーど	6369-7097
	吹田視覚障害者福祉会	シヤ 志郎 新屋 志郎	〒564-0082 吹田市片山町3-31-17	6387-6241
	吹田市聴言障害者協会	ヒロヒ 百合子 古瀬 百合子	〒565-0802 吹田市青葉丘南8-P102	6833-9330 (FAX)
	吹田市聴覚障がい児親の会	サキ 里弥 尾崎 里弥	https://suitakids-hearingloss. amebaownd.com/ E-mail:suitakids.hearingloss @gmail.com	-
	吹田自立の場をつくる会	ニジマ ジュン 西島 淳司	〒565-0842 吹田市千里山東4-19-13	6385-9828
	吹田市障害児・者を守る 連 絡 協 議 会	ヒヤマ 雄一 平山 雄一	〒565-0071 吹田市西の庄町4-33 ふりーぼーど	6369-7097
	大阪府重症心身障害児・者 を 支 え る 会	スギ 祥子 鈴木 祥子	〒565-0824 吹田市山田西4-6-1-106 E-mail:osaka@sasaeru.or.jp	090-3030-5830
	精 神 障 害 者 家 族 会 の そ み 家 族 会	ヤダ 茂子 安田 茂子	〒564-0041 吹田市泉町5-9-6	6338-1401
	障 害 者 の 権 利 保 障 を す す め る 会	カマタ 正雄 狩俣 正雄	〒564-0002 吹田市岸部中3-25-10 E-mail:karimata@sutv.zaq.ne.jp	6389-4643
	中 途 障 害 者 の 福 祉 を 進める会(ヒューマンの会)	ヒヤマ 雄一 平山 雄一	〒564-0023 吹田市日の出町9-3 伊藤本ビル2F 工房11-マン内	4860-9100 4860-9101 (FAX)
	ペンギンのおうち (ダウン症親の会)	ホウイ 正輝 壺井 正輝	https://lin.ee/44q7sEA 事務局) 村岡	ご連絡は左記より LINEの友達追加か らお願いします。
	吹田のバリアフリー・ 交通アクセスをめざす会	ハナト 豊 波那本 豊	〒564-0033 吹田市東御旅町2-33-2 共働事業所b-free内	4860-5850
	吹 田 障 害 者 協 議 会	ハナト 豊 波那本 豊 ウガキ 安芳 馬垣 安芳	〒564-0027 吹田市朝日町15番13号101	070-5506-4714
	社会の中で共に生きる会 あゆみ	タカ 浩平 高木 浩平	https://kokoronoayumi.web.fc2. com/index.html E-mail:dr457738@bc4.so-net.ne.jp	090-6754-6219

制度名称	対象者	内 容		
(6) ボランティア活動 窓口 …各団体	ボランティア活動に熱意のある方	下記の団体では障がい者（児）等の福祉向上のため、ボランティア活動又は活動の支援、ボランティアの養成を行っています。		
		団体名	電 話	活 動 内 容
		吹田市社会福祉協議会 ボランティアセンター	6339-1205 (FAX 6170-5800)	各種ボランティア講座の開催やグループ活動の紹介、活動に関する情報の提供
		大阪ボランティア協会	6809-4901	ボランティア活動振興のための総合活動
		大阪府視覚障害者福祉協会	6748-0615	点訳奉仕員、朗読奉仕員の養成
		大阪聴力障害者協会	6748-0380	手話通訳員の養成 (FAX 6748-0383)
		手話サークル「風」	6388-8741 たかはし りえ (高橋 理恵)	手話通訳
		吹田声のグループ「虹」	6387-0071 (中央図書館)	図書の音訳、対面朗読
		点訳グループ “あい”	080-1452-9409 たくほ ともこ (田窪 知子)	点訳奉仕
		点訳の会 円（まどか）	6381-4155 きたじま たまえ (北嶋 玉枝)	点訳奉仕
		音訳グループ とも	6339-1210 たなか まりこ (田中 万里子)	オリジナル・デイジー（テープ）及び図書の音訳
		音訳グループ “竹の会”	090-5052-9371 あらまき すみこ (荒木 寿美子)	図書の音訳
		音訳グループ“わ”	6875-9778 やまもと ゆかこ (山本 由佳子)	雑誌・図書の音訳
		アムール	6339-1205 たかしま じゅんこ (高島 純子)	精神障がい者施設の活動支援
セラピー点訳の会	6383-0629 にし の まりこ (西野 万利子)	点訳奉仕		
あめんぼ	6369-5735 しのはら えりこ (篠原 艾り子)	対面朗読・図書の音訳		
人の輪と心を育む ひまわり教室	FAX 6386-6776 さかもと ひさみ (坂本 久美)	聴覚障がい児の保護者及び当事者の支援・相談		

制 度 名 称	対 象 者	内 容		
(7) 手話講習会 窓口 …障がい福祉室	市内在住・在勤・在学の方 (中学生以下除く)	耳や言葉の不自由な方の福祉と生活を守り、日常生活の不便を軽減するため、手話（言語のひとつ）のできる方を養成するとともに、聴覚障がい者に対する理解と関心を深めることを目的として毎年開催しています。開講時期はめやすです。募集は市報及びホームページでおおむね開始2か月前にします。		
		コース名	開講時期	受講料
		入門コース	4月～3月	無料 (テキスト代実費)
		会話コース	5月～10月	
		ステップアップ コース	1月～3月	
(8) 要約筆記奉仕員養成 講座 窓口 …障がい福祉室	市内在住・在勤・在学の方 (中学生以下除く)	手話による会話ができない聴覚障がい者への聞こえの保障、コミュニケーション支援を行える要約筆記者の養成を目的として毎年開催しています。開講時期はめやすです。募集は市報及びホームページでおおむね開始2か月前にします。		
		開講時期		受講料
		6月～10月		無料 (テキスト代実費)
(9) 点字講習会 窓口 …障がい福祉室	市内在住・在勤・在学の方 (中学生以下除く)	視覚障がい者の文化生活の向上を図ることを目的として、点訳奉仕者を養成し、また視覚障がい者が点字を習得する機会を確保するため、毎年開催しています。開講時期はめやすです。募集は市報及びホームページでおおむね開始2か月前にします。		
		開講時期		受講料
		9月～11月		無 料

9 その他

制 度 名 称	対 象 者	内 容																																								
(1) 福祉住宅の入居 窓口 府営…株式会社東急コミュニティー大阪府営住宅千里管理センター 豊中市新千里東町1-5-3 千里朝日阪急ビル9F (電話 6155-2782) 市営…吹田市営住宅管理センター (317番窓口) (電話 6170-9926)	身体障がい者(児) 知的障がい者(児) 精神障がい者(児)	住宅に困っている身体障がい者(児)、知的障がい者(児)、精神障がい者(児)のために公営住宅の枠を設けて募集を行っています。収入、居住地等の応募要件があります。 【募集時期】 府営…総合募集 年6回(偶数月) 市営…入居者募集 年2回(6・12月) ※ いずれも月初(土日祝の場合は翌営業日)から2週間程度です。 ※ あき家の発生状況等により、募集状況が変わる場合があります。																																								
(2) 駐車禁止除外 指定車標章の交付 窓口 …各警察署の交通規制係道路使用担当 吹田警察署 (電話 6385-1234)	身障手帳などの交付を受けている方は、申請により、「駐車禁止除外指定車標章」の交付を受けることができます。ただし、代理申請の場合は、住民票等が必要となる場合がありますので、詳しくは事前に警察署の担当係にお問い合わせください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th>区 分</th> <th>級 別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>視覚障がい</td> <td>1級から3級までの各級及び4級の1</td> </tr> <tr> <td>聴覚障がい</td> <td>2級及び3級</td> </tr> <tr> <td>平衡機能障がい</td> <td>3級</td> </tr> <tr> <td>上肢機能障がい</td> <td>1級、2級の1及び2級の2</td> </tr> <tr> <td>下肢機能障がい</td> <td>1級から4級までの各級</td> </tr> <tr> <td>体幹機能障がい</td> <td>1級から3級までの各級</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(上肢機能障がい)</td> <td>1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)</td> </tr> <tr> <td>乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がい)</td> <td>1級から4級までの各級</td> </tr> <tr> <td>心臓機能障がい</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td>じん臓機能障がい</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td>呼吸器機能障がい</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td>ぼうこう又は直腸の機能障がい</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td>小腸機能障がい</td> <td>1級及び3級</td> </tr> <tr> <td>ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td> <td>1級から3級までの各級</td> </tr> <tr> <td>肝臓機能障がい</td> <td>1級から3級までの各級</td> </tr> <tr> <td>知的障がい者</td> <td>重度(A)</td> </tr> <tr> <td>精神障がい者</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>色素性乾皮症患者</td> <td>等級指定なし</td> </tr> <tr> <td>戦傷病者</td> <td>等級指定なし</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	級 別	視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1	聴覚障がい	2級及び3級	平衡機能障がい	3級	上肢機能障がい	1級、2級の1及び2級の2	下肢機能障がい	1級から4級までの各級	体幹機能障がい	1級から3級までの各級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(上肢機能障がい)	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がい)	1級から4級までの各級	心臓機能障がい	1級及び3級	じん臓機能障がい	1級及び3級	呼吸器機能障がい	1級及び3級	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級	小腸機能障がい	1級及び3級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級	肝臓機能障がい	1級から3級までの各級	知的障がい者	重度(A)	精神障がい者	1級	色素性乾皮症患者	等級指定なし	戦傷病者	等級指定なし
区 分	級 別																																									
視覚障がい	1級から3級までの各級及び4級の1																																									
聴覚障がい	2級及び3級																																									
平衡機能障がい	3級																																									
上肢機能障がい	1級、2級の1及び2級の2																																									
下肢機能障がい	1級から4級までの各級																																									
体幹機能障がい	1級から3級までの各級																																									
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(上肢機能障がい)	1級及び2級 (一上肢のみに運動機能障がいがある場合を除く)																																									
乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がい)	1級から4級までの各級																																									
心臓機能障がい	1級及び3級																																									
じん臓機能障がい	1級及び3級																																									
呼吸器機能障がい	1級及び3級																																									
ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級及び3級																																									
小腸機能障がい	1級及び3級																																									
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級から3級までの各級																																									
肝臓機能障がい	1級から3級までの各級																																									
知的障がい者	重度(A)																																									
精神障がい者	1級																																									
色素性乾皮症患者	等級指定なし																																									
戦傷病者	等級指定なし																																									

制 度 名 称	対 象 者	内 容																																																					
(3) 大阪府障がい者等用 駐車区画利用証制度 窓口 …大阪府障がい福祉 企画課 (電話 6944-2362)	障がい者や高齢者など移動に配慮を要する方が安心して外出できるよう、大阪府内の公共施設や商業施設などにおける車いす使用者用の駐車区画等を利用するための利用証の交付を受けることができます。詳しくは事前に大阪府障がい福祉企画課にお問い合わせください。	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="467 277 815 315">区 分</th> <th data-bbox="815 277 1177 315">級 別</th> <th data-bbox="1177 277 1422 315">申請に必要な書類</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="467 315 528 1205" rowspan="14">身 体 障 が い 者</td> <td data-bbox="528 315 815 360">視覚障がい</td> <td data-bbox="815 315 1177 360">1級～4級</td> <td data-bbox="1177 315 1422 1205" rowspan="14">身体障がい者手帳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 360 815 405">聴覚障がい</td> <td data-bbox="815 360 1177 405">2級～3級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 405 815 450">平衡機能障がい</td> <td data-bbox="815 405 1177 450">3級～5級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 450 815 495">上肢機能障がい</td> <td data-bbox="815 450 1177 495">1級～2級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 495 815 539">下肢機能障がい</td> <td data-bbox="815 495 1177 539">1級～6級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 539 815 584">体幹機能障がい</td> <td data-bbox="815 539 1177 584">1級～5級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 584 815 712">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)</td> <td data-bbox="815 584 1177 712">1級～2級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 712 815 840">乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)</td> <td data-bbox="815 712 1177 840">1級～6級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 840 815 884">心臓機能障がい</td> <td data-bbox="815 840 1177 884">1級～4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 884 815 929">じん臓機能障がい</td> <td data-bbox="815 884 1177 929">1級～4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 929 815 974">呼吸器機能障がい</td> <td data-bbox="815 929 1177 974">1級～4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 974 815 1048">ぼうこう又は直腸の機能障がい</td> <td data-bbox="815 974 1177 1048">1級～4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1048 815 1093">小腸機能障がい</td> <td data-bbox="815 1048 1177 1093">1級～4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1093 815 1160">ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい</td> <td data-bbox="815 1093 1177 1160">1級～4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="528 1160 815 1205">肝臓機能障がい</td> <td data-bbox="815 1160 1177 1205">1級～4級</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1205 815 1249">知的障がい者</td> <td data-bbox="815 1205 1177 1249">重度(A)</td> <td data-bbox="1177 1205 1422 1249">療育手帳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1249 815 1317">精神障がい者</td> <td data-bbox="815 1249 1177 1317">1級</td> <td data-bbox="1177 1249 1422 1317">精神障がい者保健福祉手帳</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1317 815 1384">難病患者</td> <td data-bbox="815 1317 1177 1384">特定医療費（指定難病）受給者等</td> <td data-bbox="1177 1317 1422 1384">特定医療費（指定難病）受給者証等</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1384 815 1440">高齢者</td> <td data-bbox="815 1384 1177 1440">「要介護1～5」の者</td> <td data-bbox="1177 1384 1422 1440">介護保険被保険者証</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1440 815 1507">妊産婦</td> <td data-bbox="815 1440 1177 1507">妊娠7か月から産後3か月の者</td> <td data-bbox="1177 1440 1422 1507">母子健康手帳 本人確認書類</td> </tr> <tr> <td data-bbox="467 1507 815 1630">けが人</td> <td data-bbox="815 1507 1177 1630">一時的に移動の配慮が必要な者</td> <td data-bbox="1177 1507 1422 1630">医師の診断書・意見書等及び本人確認書類</td> </tr> </tbody> </table>	区 分	級 別	申請に必要な書類	身 体 障 が い 者	視覚障がい	1級～4級	身体障がい者手帳	聴覚障がい	2級～3級	平衡機能障がい	3級～5級	上肢機能障がい	1級～2級	下肢機能障がい	1級～6級	体幹機能障がい	1級～5級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)	1級～2級	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)	1級～6級	心臓機能障がい	1級～4級	じん臓機能障がい	1級～4級	呼吸器機能障がい	1級～4級	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級～4級	小腸機能障がい	1級～4級	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級	肝臓機能障がい	1級～4級	知的障がい者	重度(A)	療育手帳	精神障がい者	1級	精神障がい者保健福祉手帳	難病患者	特定医療費（指定難病）受給者等	特定医療費（指定難病）受給者証等	高齢者	「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証	妊産婦	妊娠7か月から産後3か月の者	母子健康手帳 本人確認書類	けが人	一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類
区 分	級 別	申請に必要な書類																																																					
身 体 障 が い 者	視覚障がい	1級～4級	身体障がい者手帳																																																				
	聴覚障がい	2級～3級																																																					
	平衡機能障がい	3級～5級																																																					
	上肢機能障がい	1級～2級																																																					
	下肢機能障がい	1級～6級																																																					
	体幹機能障がい	1級～5級																																																					
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (上肢機能障がい)	1級～2級																																																					
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい (移動機能障がい)	1級～6級																																																					
	心臓機能障がい	1級～4級																																																					
	じん臓機能障がい	1級～4級																																																					
	呼吸器機能障がい	1級～4級																																																					
	ぼうこう又は直腸の機能障がい	1級～4級																																																					
	小腸機能障がい	1級～4級																																																					
	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい	1級～4級																																																					
肝臓機能障がい	1級～4級																																																						
知的障がい者	重度(A)	療育手帳																																																					
精神障がい者	1級	精神障がい者保健福祉手帳																																																					
難病患者	特定医療費（指定難病）受給者等	特定医療費（指定難病）受給者証等																																																					
高齢者	「要介護1～5」の者	介護保険被保険者証																																																					
妊産婦	妊娠7か月から産後3か月の者	母子健康手帳 本人確認書類																																																					
けが人	一時的に移動の配慮が必要な者	医師の診断書・意見書等及び本人確認書類																																																					
(4) 吹田市安心サポート 収集 窓口 …事業課 (電話 6832-0026) (FAX 6832-0092)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1、2級 ・療育手帳A（知的障がい重度） ・精神手帳1級 ・要介護2以上の認定を受けている65歳以上の方 ・上記のほか、市長が特に必要と認める方 	障がい、要介護等の認定を受けている方で、家庭系ごみを排出場所まで持ち出すことが困難な方を対象に、週1回市職員が訪問し、玄関先でごみを収集します。																																																					

制度名称	対象者	内容																																	
(5) 吹田市災害時 要援護者支援制度 窓口 …福祉総務室 (320番窓口) (電話 6384-1363) (FAX 6368-7348)	<ul style="list-style-type: none"> ・身体障がい者手帳1級、2級の方 ・療育手帳「A」の方 ・精神障がい者保健福祉手帳1級の方 ・要介護認定「要介護3～5」の方 ・75歳以上の独居の方 ・75歳以上のみの世帯の方 ・上記に該当しないが、避難時に何らかの支援を要する方 	<p>市が対象者の方に対し、平常時から自身の情報を名簿として市と協定を締結した地域支援組織（連合自治会単位の自主防災組織等）に提供することについて同意確認を行います。</p> <p>同意された場合、平常時は避難訓練や避難支援を行う体制づくりなどに活用され、災害時は安否確認や避難誘導等の支援活動に活用されます。また、同意されない場合、平常時は名簿を提供しませんが、災害時は警察や消防、自衛隊等の関係機関を中心に提供されます。</p> <p>ただし、同意によって災害時の避難行動の支援が必ずなされるものではなく、また、地域支援組織は法的な責任や義務を負うものではありません。</p>																																	
(6) 郵便等による 不在者投票制度 窓口 …選挙管理委員会 事務局 (704番窓口) (電話 6384-2478) (FAX 6368-9909)	<p>①郵便等による不在者投票制度の対象者</p> <p>表1に該当する方は、自宅などで投票を記載し、郵便等で投票を行うことができます。（事前の申し込みが必要です。）</p> <p style="text-align: right;">＜表1＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">身体障がい者手帳</th> </tr> <tr> <th style="width: 70%;">障がい種別</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>両下肢、体幹、移動機能の障がい</td> <td>1級・2級</td> </tr> <tr> <td>心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい</td> <td>1級・3級</td> </tr> <tr> <td>免疫、肝臓の障がい</td> <td>1級～3級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">次の障がいの組み合わせ（市長から証明を受けた場合）</td> </tr> <tr> <td>右上肢（2、3級）と、右下肢（3、4級）又は体幹3級</td> <td></td> </tr> <tr> <td>左上肢（2、3級）と、左下肢（3、4級）又は体幹3級</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">要介護5</td> </tr> <tr> <td colspan="2">戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の障がいがある方</td> </tr> </tbody> </table> <p>②郵便等による不在者投票における代理記載制度の対象者</p> <p>表1に加え、表2に該当する方は、予め選挙管理委員会に届出をした代理記載人1人（選挙権を有する人）に、投票に関する記載をさせることができます。</p> <p style="text-align: right;">＜表2＞</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" style="text-align: left;">身体障がい者手帳</th> </tr> <tr> <th style="width: 70%;">障がい種別</th> <th>等級</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>上肢の障がい</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td>視覚の障がい</td> <td>1級</td> </tr> <tr> <td colspan="2">次の障がいの組み合わせ（市長から証明を受けた場合）</td> </tr> <tr> <td>視野の障がい（2級）と視力障がい（2、3級）</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="2">戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の障がいがある方</td> </tr> </tbody> </table>	身体障がい者手帳		障がい種別	等級	両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級	免疫、肝臓の障がい	1級～3級	次の障がいの組み合わせ（市長から証明を受けた場合）		右上肢（2、3級）と、右下肢（3、4級）又は体幹3級		左上肢（2、3級）と、左下肢（3、4級）又は体幹3級		要介護5		戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の障がいがある方		身体障がい者手帳		障がい種別	等級	上肢の障がい	1級	視覚の障がい	1級	次の障がいの組み合わせ（市長から証明を受けた場合）		視野の障がい（2級）と視力障がい（2、3級）		戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の障がいがある方	
身体障がい者手帳																																			
障がい種別	等級																																		
両下肢、体幹、移動機能の障がい	1級・2級																																		
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	1級・3級																																		
免疫、肝臓の障がい	1級～3級																																		
次の障がいの組み合わせ（市長から証明を受けた場合）																																			
右上肢（2、3級）と、右下肢（3、4級）又は体幹3級																																			
左上肢（2、3級）と、左下肢（3、4級）又は体幹3級																																			
要介護5																																			
戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の障がいがある方																																			
身体障がい者手帳																																			
障がい種別	等級																																		
上肢の障がい	1級																																		
視覚の障がい	1級																																		
次の障がいの組み合わせ（市長から証明を受けた場合）																																			
視野の障がい（2級）と視力障がい（2、3級）																																			
戦傷病者手帳をお持ちの方で一定の障がいがある方																																			

制度名称	対象者	内容	
<p>(7) 聴覚や音声・言語機能の障がいのある方 向けの119番通報</p> <p>窓口 …消防本部指令情報室 (電話 6155-5119) (FAX 6872-8119) e-mail : sfd-shirei@city.suita.osaka.jp</p> <p>・ホームページ 「吹田市net119」で検索</p> <p>・アドレス https://www.city.suita.osaka.jp/anzen/1017917/1017932/1024356/1024378/1007565.htm</p>	<p>対象者 聴覚や音声・言語機能の障がいなどにより、音声通話で119番通報することが困難な方</p>		
	NET119	<p>スマートフォン等の機器から119番通報を行い、通報中、チャット形式で消防と会話をすることができ、また自分のいる場所が消防に通知されます。</p> <p>※日本国内のみ使用可です。 ※電波の届かない場所や、スマートフォンの位置情報設定がOFFになっていると通報できません。</p> <p>*必要な端末機器 スマートフォンや携帯電話などでインターネット接続・電子メール・GPS機能を使用できる端末</p> <p>*登録方法（登録・管理費用は無料） ・消防本部指令情報室に来庁していただき、事前に必要事項を記入した登録承諾書兼申込書を提出する。 ・ホームページ上に記載しているQRコードを読み込み、必要事項を入力しwebで登録する。</p>	
	メール119	<p>インターネットに接続されたパソコンや携帯電話などから電子メールを使って、救急車や消防車の出動を要請することができます。</p> <p>※出動は、高速道路など一部を除いて吹田市内に限ります。</p> <p>*専用アドレス：mail@119.suita.jp ※緊急用です。問い合わせやご意見等には決して使わないでください。 ※救急車や消防車の向かう場所をできるだけ詳しく送信してください。 ※以下は、通報例です。</p>	
		通報者のメール	消防からのメール
		<p>件名：救急 本文：救急車 泉町1-〇〇-〇〇 △△マンション201号 吹田太郎 00才 足が痛くて歩けない。</p>	<p>件名：Re.救急 本文：吹田市消防本部です。 救急車は通報場所に出動しました。玄関の鍵を開けてお待ちください。</p>
	<p>件名：火事 本文：家が燃えている。 泉町1-〇〇-〇〇 △△交差点南側 吹田太郎 黒い煙が上がってる。</p>	<p>件名：Re.火事 本文：吹田市消防本部です。 消防車は通報場所に出動しました。 安全な場所に避難してください。</p>	
FAX119	<p>救急や火災の内容、住所、目標物、氏名等を記入した用紙をFAXで局番無し「119番」に送信してください。あらかじめ用紙に必要事項を記入し、FAXの近くに備えておくと便利です。</p>		

別表 1

身体障害者障害程度等級表（その1）

級別	視覚障害	聴覚又は平衡機能の障害
		平衡機能障害
1級	視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの	
2級	1 視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの 2 視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度（I/4視標による。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（I/2視標による。以下同じ。）が28度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの	
3級	1 視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（2級の2に該当するものを除く。） 2 視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの 3 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	平衡機能の極めて著しい障害
4級	1 視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（3級の2に該当するものを除く。） 2 周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの 3 両眼開放視認点数が70点以下のもの	
5級	1 視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの 2 両眼による視野の2分の1以上が欠けているもの 3 両眼中心視野角度が56度以下のもの 4 両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの 5 両眼中心視野視認点数が40点以下のもの	平衡機能の著しい障害
6級	視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの	
7級		
備考	1 同一の等級について2つの重複する障害がある場合は、1級うえの級とする。ただし、2つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。 2 肢体不自由においては、7級に該当する障害が2以上重複する場合は、6級とする。 3 異なる等級について2以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級より上の級とすることができる。 4 「指を欠くもの」とは、おや指については指骨間関節、その他の指については第1指骨間関節以上を欠くものをいう。 5 「指の機能障害」とは、中手指節関節以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。 6 上肢又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においては腋窩より、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。 7 下肢の長さは、前腸骨棘より内くるぶし下端までを計測したものをいう。	

身体障害者障害程度等級表（その2）

級別	聴覚又は平衡機能の障害	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害	肢体不自由
	聴覚障害		上肢
1級			1 両上肢の機能を全廃したもの 2 両上肢を手関節以上で欠くもの
2級	両耳の聴カレベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）		1 両上肢の機能の著しい障害 2 両上肢のすべての指を欠くもの 3 一上肢を上腕の2分の1以上で欠くもの 4 一上肢の機能を全廃したもの
3級	両耳の聴カレベルが90デシベル以上のもの（耳介に接しなければ大声語を理解し得ないもの）	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失	1 両上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 2 両上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 3 一上肢の機能の著しい障害 4 一上肢のすべての指を欠くもの 5 一上肢のすべての指の機能を全廃したもの
4級	1 両耳の聴カレベルが80デシベル以上のもの（耳介に接しなければ話語を理解し得ないもの） 2 両耳による普通話声の最良の語音明瞭度が50パーセント以下のもの	音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害	1 両上肢のおや指を欠くもの 2 両上肢のおや指の機能を全廃したもの 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能を全廃したもの 4 一上肢のおや指及びひとさし指を欠くもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指を欠くもの 7 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能を全廃したもの 8 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の四指の機能の著しい障害
5級			1 両上肢のおや指の機能の著しい障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の著しい障害 3 一上肢のおや指を欠くもの 4 一上肢のおや指の機能を全廃したもの 5 一上肢のおや指及びひとさし指の機能の著しい障害 6 おや指又はひとさし指を含めて一上肢の三指の機能の著しい障害
6級	1 両耳の聴カレベルが70デシベル以上のもの（40センチメートル以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）		1 一上肢のおや指の機能の著しい障害 2 ひとさし指を含めて一上肢の二指を欠くもの 3 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能を全廃したもの
	2 一側耳の聴カレベルが90デシベル以上、他側耳の聴カレベルが50デシベル以上のもの		1 一上肢の機能の軽度の障害 2 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 3 一上肢の手指の機能の軽度の障害 4 ひとさし指を含めて一上肢の二指の機能の著しい障害 5 一上肢のなか指、くすり指及び小指を欠くもの
7級			6 一上肢のなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

身体障害者障害程度等級表（その3）

級別	肢体不自由			
	下 肢	体 幹	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害	
			上肢機能	移動機能
1級	1 両下肢の機能を全廃したもの 2 両下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの	体幹の機能障害により坐っていることができないもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの	不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの
2級	1 両下肢の機能の著しい障害 2 両下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの	1 体幹の機能障害により坐位又は起立位を保つことが困難なもの 2 体幹の機能障害により立ち上ることが困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が極度に制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの
3級	1 両下肢をショパール関節以上で欠くもの 2 一下肢を大腿の2分の1以上で欠くもの 3 一下肢の機能を全廃したもの	体幹の機能障害により歩行が困難なもの	不随意運動・失調等により上肢を使用する日常生活動作が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの
4級	1 両下肢のすべての指を欠くもの 2 両下肢のすべての指の機能を全廃したもの 3 一下肢を下腿の2分の1以上で欠くもの 4 一下肢の機能の著しい障害 5 一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して10cm以上又は健側の長さの10分の1以上短いもの		不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級	1 一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害 2 一下肢の足関節の機能を全廃したもの 3 一下肢が健側に比して5cm以上又は健側の長さの15分の1以上短いもの	体幹の機能の著しい障害	不随意運動・失調等による上肢の機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの	不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの
6級	1 一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの 2 一下肢の足関節の機能の著しい障害		不随意運動・失調等により上肢の機能の劣るもの	不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの
7級	1 両下肢のすべての指の機能の著しい障害 2 一下肢の機能の軽度の障害 3 一下肢の股関節、膝関節又は足関節のうち、いずれか1関節の機能の軽度の障害 4 一下肢のすべての指を欠くもの 5 一下肢のすべての指の機能を全廃したもの 6 一下肢が健側に比して3cm以上又は健側の長さの20分の1以上短いもの		上肢に不随意運動・失調等を有するもの	下肢に不随意運動・失調等を有するもの

身体障害者障害程度等級表（その4）

級別	心臓、じん臓若しくは呼吸器又はぼうこう若しくは直腸、小腸、 ヒト免疫不全ウイルスによる免疫若しくは肝臓の機能の障害						
	心臓 機能障害	じん臓 機能障害	呼吸器 機能障害	ぼうこう 又は直腸の 機能障害	小腸 機能障害	ヒト免疫不全 ウイルスによ る免疫 機能障害	肝臓 機能障害
1級	心臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	じん臓の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	呼吸器の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	小腸の機能の障害により自己の身の辺の日常生活活動が極度に制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの
2級						ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの	肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの
3級	心臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により家庭内の日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）	肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）
4級	心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの	肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの
5級・ 6級・ 7級							

別表2 点字図書館

施設名	所在地	電話	FAX
大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター 点字図書館	大阪市東成区中道1-3-59 大阪府立福祉情報コミュニケーションセンター内	6748-0609	6748-0631
大阪市立早川福祉会館	大阪市東住吉区南田辺1-9-28	6622-0123	6622-0020
日本ライトハウス 情報文化センター	大阪市西区江戸堀1-13-2	6441-0015	6441-0095

別表3 点字出版施設

施設名	所在地	電話	FAX
日本ライトハウス 点字情報技術センター	東大阪市森河内西2-14-34	6784-4414	6784-4417

別表4 市内障がい者入所施設

施設名	定員	〒	所在地	電話	FAX
千里みおつくしの杜 かしのみ寮／くりのみ寮	40/50	565-0874	吹田市古江台6-2-6	6871-2113	6871-2134

※次のページ以降の別表における市内の障がい福祉施設、障がい通所支援サービスなどの最新情報は、下記QRコードから吹田市ホームページでご確認いただけます。



【市内の障がい福祉施設など】
ページID 1014777



【障がい児通所支援サービス】
ページID 1018679

別表5 市内計画相談支援事業所(令和7年7月1日現在)

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
かがやき相談支援センター	564-0027	朝日町23番14号 blanc'ル2階	06-6318-1880	06-6318-1882
コスモス吹田	564-0027	朝日町3番305	06-4860-7910	06-4860-7911
シード	564-0041	泉町五丁目9番3-202号	06-6190-6694	06-6190-6695
計画相談ねばーらんど	564-0032	内本町一丁目6番15号	080-3608-9317	06-6317-0936
あまいろ	564-0032	内本町二丁目6番20号	06-7709-5503	06-7709-2459
あーす	564-0063	江坂町一丁目6番8号 三功ビル100	06-6386-9108	06-6386-9120
とこもーど	565-0806	櫻切山9-28	080-9743-4447	06-6310-0205
障がい児相談支援あん	564-0082	片山町一丁目17番1号 マンション美弥101号	06-7897-8617	06-7897-8617
吹田市立こども発達支援センター地域支援センター	564-0082	片山町二丁目11番40号	06-6339-6105	06-6387-5734
相談支援事業所のせ	564-0082	片山町二丁目2番17号のセルビア34号室	06-7654-5179	06-7654-5179
相談支援事業所あて	564-0082	片山町四丁目16-11作和ビル1階	06-6369-7061	06-6369-7068
ソシエ	564-0082	片山町四丁目38番36-1号 2階	06-6339-3350	06-6339-6001
相談支援事業所あゆみ	565-0841	上山手町56番25号101号	06-7163-0126	06-7182-1548
社会福祉法人恩賜財団大阪府済生会吹田療育園 相談支援事業所カルミア	564-0013	川園町1番1号	06-6382-5621	06-6317-1912
寿楽荘ヘルパーステーション	564-0001	岸部北四丁目9番3号	06-6337-8400	06-6339-6628
アール相談支援事業所	564-0011	岸部南二丁目19番14号	06-6170-5742	06-6170-5743
くらしの支援センターみんなのき	564-0036	寿町二丁目18番3号	06-6319-8965	06-6319-8366
蓮華	565-0834	五月が丘北8-13-101	06-6310-0833	06-6310-0834
いつき相談支援センター	565-0831	五月が丘東7-8-211	06-6155-6082	06-6155-6082
ぶる	565-0832	五月が丘南28-26 1stビル 2F	06-6836-8588	06-6836-8688
サポートいちえ	564-0028	昭和町1-17 1階	06-6170-4711	06-6382-1515
そらふねライフサポート	565-0851	千里山西六丁目63番27号千里オクティツ203号	06-6193-0801	06-6193-1166
地域生活支援センターめい	565-0842	千里山東二丁目21番35号レジールⅡ 102号	06-6170-1783	06-6170-1786
相談支援センターいと	565-0863	竹見台三丁目6番25号	06-6832-0010	06-6832-0050
相談支援センターにじいろ	564-0003	天道町20-3東原ビル2階202号	06-6310-7772	06-6310-7785
相談支援事業所01	564-0023	日の出町18番11号	06-6836-8520	06-6836-8521
相談支援事業所パワー	564-0052	広芝町3番29号ツグビル第三江坂604	06-6192-8008	06-6192-8009
千里みおつくしの杜相談支援センター	565-0874	古江台六丁目2番6号	06-6871-2113	06-6871-2134
メルシー吹田	564-0044	南金田二丁目12番1号	06-6190-8377	06-6380-2250
相談支援センターこはく	564-0044	南金田二丁目22番25号-405号	06-7164-9642	06-7171-8184
相談支援いろは	564-0038	南清和園町41番9号2階	06-6170-3882	
相談支援センターぼっぼ	565-0824	山田西一丁目32番12号207号室	06-6170-2350	06-6170-1184
ケアステーションありす	565-0824	山田西三丁目21番14号	06-6816-8113	06-6816-8105
ほのかプラス相談支援事業所	565-0821	山田東四丁目7-3-1	06-4798-5101	06-4798-5102
あんだんて	565-0823	山田南30番38-202号	06-6877-5006	06-6319-8055
障がい者相談支援センターすてっぶ吹田	564-0073	山手町一丁目7番6号 1階 112号	06-6155-7189	06-6155-7189
アルム	564-0073	山手町四丁目4番27-1号	080-1457-1566	

別表6 市内障がい児福祉施設（令和7年7月1日現在）

※ 児…児童発達支援
 ※ 放…放課後等デイサービス
 ※ 居…居宅訪問型児童発達支援
 ※ 保…保育所等訪問支援
 ☆…主として重症心身障がい児を通わせる事業所

児童発達支援センター

事業所名称	郵便番号	所在地	TEL	FAX	児	定員	居	放	定員2	保
吹田市立こども発達支援センター	564-0082	片山町2-11-40	06-6387-5667	06-6387-5734	○	110				○

医療型児童発達支援センター

事業所名称	郵便番号	所在地	TEL	FAX	児	定員	居	放	定員2	保
大阪府済生会吹田療育園	564-0013	川園町1-1	06-6382-5621	06-6317-1912	○	60				

障がい児通所支援事業所

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	児	定員	居	放	定員2	保
児童発達支援事業所 Rainbow Rose	564-0011	岸部南一丁目2番10号	06-6383-3111	06-6383-3112	○	10				○
アートチャイルドケアSEDスクール吹田けんとPLUS+	564-0018	岸部新町3番33号patona吹田健都2F-4区画	06-6310-2406	06-6310-2408	○	10		○	10	
Linoぶれいず吹田	564-0022	末広町20-17	06-6155-7118	06-7777-2028				○	10	
児童発達支援事業所 エデュキッズα	564-0052	広芝町4-34江坂第一ビル2F	06-6193-7415	06-6193-7115	○	10				
ウィズ フォレスト吹田	564-0054	芳野町5-15 メゾン芳野1F	06-6836-8900	06-6836-8901				○	10	
放課後等デイサービス まめの木 the2nd	564-0062	垂水町一丁目28番6号 リテラシー江坂101号室	06-6836-8860	06-6836-8861				○	10	
児童発達支援・放課後等デイサービスtanpoponowatage+	564-0063	江坂町4丁目9-1	06-6310-2190	06-6310-2191	○	10		○	10	
コペルプラス江坂教室	564-0063	江坂町一丁目23番33号第7マイダビル5階BC号室	06-6369-7471	06-6155-5382	○	10				
ピピットキッズ豊津	564-0073	山手町一丁目7番30号 メゾン紀の国屋102号室	06-6318-5786	06-6318-5787	○	10		○	10	
はぐはぐ2nd	565-0823	山田南29番4号棟 101号、102号、106号	06-6318-6736	06-6319-8055				○	20	
放課後等デイサービスOZ	565-0832	五月が丘南8-10-102	06-6318-5655	06-6318-5677				○	10	
あずりんく	565-0834	五月が丘北8-13-202	06-7777-0534	06-7777-0537	○	10		○	10	
Lino Sports	565-0834	五月が丘北8番13号102、103、104号室	06-6318-9610	06-6318-9610	○	10		○	10	
kuschel 〜クシエル〜	565-0862	津雲台7丁目1-D113-N202	06-6318-6502	06-6318-6503	○	10		○	10	
リールきつず樹	565-0862	津雲台4丁目1番6号	06-6836-5668	06-6836-5669	○	10		○	10	
児童発達支援ばば	564-0002	岸部中1丁目24番34号	06-6155-4070	06-6155-4073	○	10				
れいんぼー	564-0003	天道町18-2	06-6369-0240	06-6369-0241				○	10	
エミアス原町	564-0004	原町2丁目38番1号 サンシェール千里1階	06-6318-9685	06-6318-9686	○	10		○	10	
こぼのもり つりーはうす 岸辺教室	564-0011	岸部南1丁目25番7-301号	06-6318-5706	06-6318-5707	○	10		○	10	
放課後等デイサービス てちてち	564-0012	南正雀五丁目1番3号	06-6319-3333	06-6319-3336	○	10		○	10	
アートチャイルドケアSEDスクール吹田けんと	564-0018	岸部新町3番33号patona吹田健都2F	06-6155-8612	06-6155-8613	○	10		○	10	
スモールステップ吹田	564-0022	末広町7番21号末広ビル2F	06-6155-5284	06-6155-5287	○	10		○	10	
ユアスペース末広町教室	564-0022	末広町26-4 カザリペーラ311号室	06-4860-7272	06-7632-4536				○	10	
運動と言葉の教室にか	564-0022	広町26-3-202	06-7632-6636	06-7632-6636	○	10				
ハッピーテラス吹田教室	564-0027	朝日町5番5号 クレールメゾン1階	06-6382-5522	06-6382-5523	○	10		○	10	
キッズいちえ	564-0028	昭和町6番6号阪田ハイツ1B号	06-6318-7607	06-6318-7608	○	10		○	10	○
はるみやび	564-0028	昭和町3-2 アーバンササジマS1 102・103	06-6170-8930		○	10		○	10	
あおぞらクラブ1	564-0031	元町19番18号ビッグワンビル1階・2階	06-6170-4103	06-6170-4104				○	10	
あおぞらクラブ6	564-0031	元町26番7号 ハイツ元町1階	06-6170-4103	06-6170-4104				○	10	

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	児	定員	居	放	定員2	保
療育センターアルテ2nd	564-0032	片山町四丁目16番11号 作和ビル1階	06-6369-7091	06-6369-7068	○	20		○	20	
音楽特化型 コスモス・キッズ2	564-0032	内本町一丁目21番12-103号室	06-6381-8112	06-6381-8113	○	10		○	10	
福祉情報センター・共働事業所b-free	564-0033	東御旅町二丁目33番2号	06-4860-5850	06-4860-5851				○	20	
とらんぼりん	564-0036	寿町2丁目2番5号1階	06-7181-6257	06-7181-6257				○	10	
音楽療法センターコスモスキッズ	564-0041	泉町二丁目32番30号ハイムあこ1階	06-6170-7228	06-6170-7229	○	10		○	10	
フォトハウス泉町	564-0041	泉町一丁目14番18号1階	06-6170-6195	06-6170-6196	○	10		○	10	
Kidsさぼーとあかつき	564-0041	泉町一丁目17番18号ハレー泉102	06-6170-5000	06-6310-1420	○	10		○	10	
フォトハウス泉町キッズ	564-0041	泉町1-14-18 2階	06-6170-6160	06-6170-6161	○	10		○	10	
放課後等デイサービス ウイズ・ユ-吹田	564-0041	泉町5丁目1-38	06-6310-1580	06-6310-1590	○	10		○	10	
フォトハウスE X T E N D	564-0041	泉町1丁目14番18号	06-6170-4810	06-6170-4815				○	10	
みらいガーデンすいた	564-0041	北区豊崎三丁目16番16-2909号	06-7175-2790	06-7175-2790	○	10		○	10	
放課後等デイサービスサンティパーブ南吹田教室	564-0043	南吹田一丁目18番25号1階	06-6319-5550	06-6319-5552	○	10		○	10	
放課後等デイサービスサンティパーブ吹田教室	564-0044	南金田二丁目14番2号	06-6337-6166	06-6337-6188	○	10		○	10	
I Q L i n o 吹田校	564-0051	豊津町11-37 真建ビル2階	06-6192-8623 (児発) 06-6192-8622 (放デイ)		○	10		○	10	
NewStep大阪3rd江坂教室	564-0052	広芝町11番1号 石田ビル1階	06-6310-7055	06-6310-7056	○	10		○	10	
ねいろの森	564-0054	芳野町1番1号パウハウス2階	06-6318-6454	06-6319-8170	○	10		○	10	
Eミアス江坂	564-0062	垂水町三丁目8番27号ハートフル江坂2階	06-6337-0301	06-6337-0302	○	10		○	10	
こぼんはうすさくら吹田教室	564-0062	垂水町一丁目7番6号2階 杉林BLD	06-7182-9805	06-4981-1987	○	10		○	10	
放課後等デイサービス プレリユード	564-0062	垂水町1-28-6 リテラシー江坂ビル 203号	06-6318-6420	06-6318-6420				○	10	
k i d s ぶらめらん江坂町	564-0063	江坂町三丁目48番7号	06-6319-9585	06-6319-9586	○	10		○	10	
児童クラブきりんの家	564-0063	江坂町一丁目16番28号ハーヴェスタ江坂203	06-6155-6663	06-6155-6886	○	10		○	10	
L I B 吹田	564-0063	江坂町五丁目15番8号 LAKIA江坂アパートメント101号室	06-6330-8282	06-6330-8283	☆	5		☆	5	
アクロステクニカルカレッジ	564-0063	江坂町1-13-11中央江坂ビル5F	06-6821-2787	06-6821-2788				○	10	
ウィズ フォレスト	564-0063	江坂町二丁目11番14号エレガンス山本1F	06-6389-6280	06-6389-6281	○	10		○	10	
運動療育スタジオスパークWoW! 吹田豊津	564-0073	山手町2丁目2番2号アンジェリカ豊津1階	06-6155-5803	06-6155-5882	○	10		○	10	
アートチャイルドケアS E D スクール J R 吹田駅前	564-0082	片山町一丁目1番メロ-ド吹田1番館202号	06-4860-6911	06-4860-6933	○	10				
放課後デイらいと	564-0082	片山町二丁目16番4号	06-6170-2630	06-6170-2630				☆	5	
療育センターアルテ1st	564-0082	片山町4丁目16-1	06-4860-6523	06-4860-6514	○	10		○	10	
児童発達支援・放課後等デイサービス たんぼぼのわたげ	564-0082	片山町一丁目31番20号	06-7492-5252	06-7504-4919	○	10		○	10	
Luce	564-0082	片山町2丁目11-45 セレ-ン片山1号室	06-6155-9362	06-6155-9363	☆	5		☆	5	
コドモCo+Labo吹田校	564-0082	片山町1-3-13-202	06-6318-5800	06-6318-5808	○	10		○	10	
マイスクール@あさひがおか	564-0083	朝日が丘町26-3 ロイヤルハイツ朝日が丘105室	06-6155-6113	06-6155-6114				○	10	
ひなた北千里	564-0874	古江台5-1-1 リビスタ千里101	070-8402-0742		○	10		○	10	
NewStep大阪2nd吹田青葉丘教室	565-0801	青葉丘北13番1号メロディハイム吹田青葉丘2F	06-6816-1555	06-6816-1556	○	10		○	10	
とこらぼ	565-0806	櫻切山9-28	06-6310-0204	06-6310-0205	○	10		○	10	○
オールケア山田東	565-0821	山田東二丁目30番12号ロイヤルハイツクモト103号	06-6878-2000	06-6878-2020	☆	5		☆	5	
ハッピーテラス山田東教室	565-0821	山田東4丁目12番10号西川マンション102号	06-6876-7890	06-6876-7891	○	10		○	10	
Linoぶれいす千里丘	565-0822	山田市場7番1号ハイツPバー-203号	06-6369-7213	06-6369-7216				○	10	
あおぞらクラブ4	565-0824	山田西三丁目80-3 OMKmichi2階201・202号室	06-6170-4103	06-6170-4104				○	10	
リールズメディカル吹田山田 (旧:あったかいデイ山田南)	565-0824	山田西一丁目1番2号 エクセル千里101号	06-6816-2521	06-6816-2621	☆	5		☆	5	
サルビアジュニア 千里山田教室	565-0824	山田西1丁目36番1号 第5旭永ビル205号	06-6155-9415	06-6155-9416	○	10		○	10	
Buddy Go!	565-0832	五月が丘南32番1 ハイタウン樽澤110・111	06-6337-2525	06-6337-2526	○	10		○	10	
はぐはぐ	565-0832	五月が丘南8番11号サンヒルズ五月103号	06-6310-0108	06-6319-8055				○	10	
こねくと	565-0833	五月が丘西7-1 ブラネビル 207号室	080-9943-4372	06-6155-8802	○	10		○	10	

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号	児	定員	居	放	定員2	保
ユアスペース五月が丘西教室	565-0833	五月が丘西7-1 プラネビル204号室	06-6192-1777	06-7632-4536				○	10	
NewStep大阪吹田教室	565-0834	五月が丘北5番10号105号室	06-6877-7280	06-6877-7281				○	10	
こはるびより	565-0834	五月が丘北8-13-201	06-6318-7970	06-6318-7971	○	10		○	10	
わんピース	565-0834	五月が丘北8-13-301	06-6310-2822	06-6310-2827	○	10		○	10	
なないろテラス	565-0834	五月が丘北8番13号302	0120-549-150	06-6318-7971	○	10		○	10	
コベルプラス ここいろ南千里教室	565-0836	佐井寺3丁目20番32号 メソンドール南千里203号	06-7410-8000	06-7410-8000	○	10				○
そらふね fun fun クラブ	565-0851	千里山西六丁目63番27号千里オクスステイツ202号	06-6193-0801	06-6193-1166	○	10		○	10	
サルビアジュニア 緑地公園教室	565-0851	千里山西4丁目39番 千里山ロイヤルマンション二番街D棟B1 9号	06-6318-7133	06-6318-7134	○	10		○	10	
児童デイサービスあおい鳥	565-0853	春日4丁目1番8号エクセルント緑地公園1階	06-6310-7877	06-6310-7876	○	10		○	10	○
放課後等デイサービス まめの木 the1st	565-0853	春日一丁目4番1号 緑地マンション 202号	06-6310-8831	06-6310-8832	○	10		○	10	
カラフル佐竹台	565-0855	佐竹台1丁目2番1号 好日荘1階	06-6318-9897	06-6318-9898	○	10		○	10	
あおぞらクラブ5	565-0861	高野台一丁目6番13号 1階	06-6319-9270	06-6319-9270				○	10	
児童デイサービスわかば2	565-0862	津雲台四丁目1番9号2階	06-4860-6417	06-4860-6418	○	10		○	10	
Linoふれいす千里	565-0862	津雲台七丁目5番7号ベルヴェーレ津雲台1階	06-6170-8813	06-6170-8838				○	10	
Coccolato 千里校	565-0862	津雲台4-1-11 津雲台近隣センター内	06-6105-8118		○	10				○
オールケア北千里	565-0872	上山田1番12号	06-6816-2770	06-6816-2760				☆	7	
児童デイサービスわかば3	565-0874	古江台四丁目2番9号ウィング北千里ビル301号	06-6170-8044	06-6170-4070	○	10		○	10	
POSSE ぼっせ	565-0874	古江台1-27-17	06-7177-7763	06-7182-2078	○	10		○	10	○
あずきっこ	565-0874	古江台4-2-60 千里ノルデビル204	06-6310-0475	06-6310-0479	○	10		○	10	
ピーリンク	564-0053	江の木町1-8田中ビル603	090-7094-6301		○	10				○

別表7 市内通所系サービス事業所（令和7年7月1日現在）

事業名称	事業の内容
生活介護	常に介護を必要とする方に昼間に入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
就労移行支援（就労移行）	一般企業等への就労を希望する方に一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
就労継続支援A型（就労継続A）	企業等に就労することは困難であるが、雇用契約に基づき継続的に就労することが可能な方に生産活動の機会の提供、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練等の支援を行います。
就労継続支援B型（就労継続B）	一般企業への就労が困難な方に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
自立訓練（生活訓練）	知的又は精神障がい有する方に入浴、排せつ及び食事等に関する自立した日常生活を営むために必要な訓練、生活等に関する相談及び支援を行います。

事業	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
生活介護	ガンバコミキャン	564-0002	岸部中五丁目5番3号	06-6190-4462	06-6190-4462
生活介護	スマイルぷくぷく	564-0002	岸部中一丁目19番19号	06-6337-8050	06-6337-8840
生活介護	リターンぷくぷく	564-0002	岸部中三丁目26番5号	06-6337-5342	06-6318-5354
就労継続B	北摂聴覚障害者センターほくほく	564-0002	岸部中三丁目13-4	06-6387-2015	06-6387-2100
就労継続A	あっとワーク	564-0004	原町三丁目3番7-101号	06-6170-7270	06-6170-7151
生活介護	吹東町コミュニティキャンパス	564-0014	吹東町20番2号	06-6383-2299	06-6383-2299
就労継続A	就労継続支援A型事業所 LUMO+ 吹田	564-0022	未広町26-4 カリハ-う111号室	06-7164-2280	06-7165-5264
就労継続B 生活介護	工房ヒューマン	564-0023	日の出町9番3号 亙藤本ビル2階	06-4860-9100	06-4860-9101
就労継続B	あかね共同作業所	564-0025	南高浜町21番17号	06-6383-6219	06-6383-6220
就労継続B	ギフト	564-0027	朝日町27番24号	06-6383-7150	06-6383-7155
就労継続B	ポコポコ亭	564-0027	朝日町18-12	06-6317-3901	06-6317-3901

事業	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
自立 訓練	わあくワーク	564-0027	朝日町5番32号 摂津ビル4階	06-6381-7671	06-6383-6925
就労 継続B	わっはっは	564-0027	朝日町27-14 M's吹田松岡ビル604	06-6170-2831	06-6170-2832
就労 移行	就労移行支援セルポート吹田	564-0027	朝日町27番14号 M's吹田松岡ビル603	06-6318-7499	06-6318-7499
就労 継続B	ハミガキ広場	564-0028	昭和町2番4号	06-4981-6621	06-4981-7770
就労 継続B	ほほえみ	564-0028	昭和町6番9号	06-4860-7822	06-4860-7824
就労 継続B	ぐっじよぶぷくぷく	564-0032	内本町一丁目6番15号	06-6317-0661	06-6317-0936
就労 継続B	ジョブサポートpass	564-0032	内本町一丁目14番13号	080-8525- 4285	
就労移行 就労継続B	就労支援センターみち	564-0032	内本町二丁目2番5号 旭タワー	06-6319-7831	06-6319-7838
生活 介護	福祉情報センター・共働事業所 b - f r e e	564-0033	東御旅町2-33-2	06-4860-5850	06-4860-5851
生活 介護	アトリエぷらす	564-0036	寿町一丁目18番3号	06-6317-5003	06-6317-5003
自立 訓練	このゆびとまれ	564-0036	寿町一丁目4番28号	06-6317-5003	06-6317-5003
就労 移行	コミキャン就労総合センター	564-0036	寿町1-6-7 2F・3F	06-6382-1221	06-6382-1221
生活 介護	ぷくぷくワールド	564-0036	寿町二丁目17番17号	06-6317-5588	06-6317-5320
就労 継続B	吹田授産場喫茶タイズ	564-0036	寿町二丁目17番7号1、2階	06-6381-5828	06-6381-5828
就労 継続B	いろは	564-0038	南清和園町41番9号1	06-6170-3882	
生活 介護	第2 コミュニティキャンパス	564-0039	清和園町22番4号 山本ビル1F	06-4860-1771	06-4860-1771
生活 介護	アトリエゆうハウス	564-0041	泉町五丁目11番12号 リゾート 豊津511号室	06-6389-9660	06-6389-9660
生活 介護	のぞみ共同作業所	564-0041	泉町五丁目9番6号	06-6310-0345	06-6310-0345
就労 継続A	フォレストリバー	564-0041	泉町二丁目47番8号	06-6821-7459	06-4861-3400

事業	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
生活 介護	花音工房	564-0043	南吹田五丁目21番9号	06-6386-8710	06-6384-0728
生活 介護	amoRoom	564-0044	南金田二丁目14番4-1号	06-7897-8647	06-7897-8648
就労 継続B	あかり	564-0044	南金田一丁目4番11号 寿恵広マンション102号	06-7897-9978	06-7897-9401
就労 継続B	たいよう	564-0044	南金田二丁目8番5号	06-6192-9620	06-6192-9621
生活 介護	みんなの森	564-0044	南金田1-1-34	06-6380-0020	06-6380-0021
自立訓練 就労継続B	就労支援事業所フレイ	564-0045	金田町5番39号	06-6155-8806	06-6310-8860
生活 介護	就労支援事業所フレイ第2	564-0045	南金田2-6-25	06-6155-8806	06-6310-8860
生活 介護	ゼフ作業所	564-0051	豊津町15番13号第2サニール201号室	06-4860-6680	06-4860-6690
就労 継続A	ライム	564-0051	豊津町60番9号 1カール江坂1階	06-6155-4110	06-6155-4110
自立 訓練	自立センターえさか	564-0051	豊津町18番37号 江坂ビル201・503・603・703	06-6190-5413	06-6190-5412
就労 継続A	ジャスワーク	564-0053	江の木町17番37-203号	06-7777-2040	06-6170-2846
生活 介護	サニー	564-0054	芳野町16-3 1F・2F	06-6319-8021	06-6319-8021
就労 継続B	ステップ	564-0054	芳野町8-4	06-6330-8840	06-6330-8841
就労 継続A	ほんのきもち	564-0062	垂水町三丁目18番9号1-3ビル501	06-6318-7822	06-6318-7822
就労 移行	アクロステクニカルカレッジ	564-0063	江坂町一丁目13番11号中央江坂ビル5階	06-6821-2787	06-6821-2788
就労 継続A	サポートステーションジラフ	564-0063	江坂町一丁目16番28号ルグェスタ江坂204	06-6155-6834	06-6155-6886
就労 継続A	レモン	564-0063	江坂町一丁目23番43号	06-6170-3680	06-6170-3680
自立訓練 就労移行	学び場 パレット	564-0063	江坂町二丁目2番9号紙谷第7ビル201号室	06-6310-1658	06-6310-1659
自立訓練 生活介護	集いの場ふりーばーど	564-0071	西の庄町4番33号	06-6369-7097	06-6369-7098

事業	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
生活介護	さつき障害者作業所	564-0072	出口町19番1号	06-6389-0606	06-6386-5152
生活介護	吹田市立総合福祉会館	564-0072	出口町19番2号	06-6339-1201	06-6339-1202
生活介護	でい・キャンプ	564-0082	片山町四丁目38番36-1号 1階	06-6339-3350	06-6339-6001
生活介護	なつにれ	564-0082	片山町一丁目20番13号 SSKセンタービル1階・2階	06-6388-0788	06-6388-0788
生活介護	第2 N i g e l l a	564-0082	片山町二丁目16番6号	06-7165-7536	06-7165-7536
生活介護	吹田つながりの場はるにれ	564-0083	朝日が丘町36番8-C号	06-6821-4849	06-6821-4849
生活介護	デイサービス・一心	565-0801	青葉丘北13-1 和テイム吹田青葉丘102	06-6877-1627	06-6877-1628
生活介護	スペース	565-0823	山田南29番4号棟 101号、102号、106号	06-6877-5323	06-6319-8055
生活介護	第二さつき障害者作業所	565-0824	山田西二丁目13番8号	06-6878-2090	06-6876-8927
生活介護	吹田市立障害者支援交流センター「あいほうぶ吹田」	565-0826	千里万博公園12番27号	06-6816-6895	06-6816-6895
生活介護	テラス・フォーシーズンズ	565-0831	五月が丘東7番8号 107号	06-6318-6002	06-6318-6195
生活介護	ワークショップアリスの家	565-0831	五月が丘東7番8号	06-6821-7464	06-6821-7464
生活介護	第1ヒューマン	565-0831	五月が丘東2B-116/117	06-6875-8515	06-6875-8515
生活介護	きらめき	565-0832	五月が丘南9番10号 プールホール五月が丘101号	06-6385-2713	06-6385-2713
就労継続B	くわいふあくとりー	565-0832	五月が丘南8-11-101	06-6170-6167	06-6170-6167
生活介護	ワークセンターくすの木	565-0836	佐井寺三丁目3-1	06-6378-9770	06-6378-9771
生活介護	いつきデイサービス	565-0841	上山手町8-4-101	06-6155-7552	06-6155-7504
自立訓練	サポートセンターフルハウス	565-0842	千里山東二丁目22番14号 ホール千里山201号、16号2階	06-6339-6760	
生活介護	吹田自立の場はあてー	565-0842	千里山東四丁目19番13号	06-6385-9828	06-6385-9828

事業	事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
生活 介護	N i g e l l a	565-0851	千里山西一丁目27番11号	06-6330-4280	06-6330-4280
就労 継続B	かぼちゃ畑	565-0855	佐竹台二丁目5番3号	06-6872-3318	06-6872-3318
就労 継続B	ブルーリボン	565-0855	佐竹台4-11-15 1階・S-205号	06-6337-4433	06-6337-4433
生活 介護	リールそれいゆ	565-0861	高野台一丁目6番3号 〇ヤマト1階	06-6836-6200	06-7171-5616
生活 介護	オールケア北千里	565-0872	上山田1番12号	06-6816-2770	06-6816-2760
就労移行 就労継続B	ワークセンター千里	565-0874	古江台六丁目2番5号	06-6831-2862	06-6831-2782
生活 介護	千里みおつしの杜かしのみ寮	565-0874	古江台六丁目2番6号	06-6871-2113	06-6871-2134
生活 介護	千里みおつしの杜くりのみ寮	565-0874	古江台六丁目2番6号	06-6871-2113	06-6871-2134
就労 継続B	第二かぼちゃのお家	565-0874	古江台二丁目10番13号	06-6872-6233	06-6872-6233
生活 介護	第二かぼちゃのお家	565-0874	古江台二丁目10番13号	06-6872-6233	06-6872-6233
就労 継続B	サフラン	565-0875	青山台二丁目1番9号	06-6873-2178	06-6873-2178

別表8 市内訪問系サービス事業所（令和7年7月1日時点）

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
ケアステーションながわ	564-0001	岸部北五丁目46番1号ケアステーション千202号室	06-6877-5532	06-6170-6768
ニチイケアセンターきしべ	564-0001	岸部北三丁目3番2号	06-6310-7085	06-6310-7086
寿楽荘ヘルパーステーション	564-0001	岸部北四丁目9番3号	06-6337-8400	06-6339-6628
未来航路・吹田ヘルパーステーション	564-0001	岸部北二丁目4番20号402号室	06-6319-8135	06-6319-8136
ウールズ吹田ヘルパーステーション	564-0002	岸部中1-7-11光マンション103号室	06-6310-1412	06-6310-1413
サンウェルズ岸部ヘルパーステーション	564-0002	岸部中三丁目8番1号	06-6155-5881	06-6155-5879
ヘルパーステーションあす〜る吹田	564-0002	岸部中二丁目7番12号	06-6385-7070	06-6385-7077
ヘルプセンターぶくぶく	564-0002	岸部中一丁目28番12号	06-6105-9004	06-6105-9014
らいふさぼーとヘルパーステーション	564-0002	岸部中四丁目21番10号	06-4860-6889	06-4860-6865
介護クラーク吹田	564-0002	岸部中4-4-10	06-6105-8066	06-6105-8067
訪問介護ステーションHIBISU岸部	564-0002	岸部中五丁目25番1号	06-6155-7311	06-6155-7399
訪問介護ステーションは〜とふる健都	564-0002	岸部中二丁目18番1号	06-6386-4555	06-6386-4556
ヘルパーステーションともに	564-0004	原町四丁目22番41号ケアステーション202	06-7177-2846	06-7177-2846
まこと介護支援センター	564-0004	原町四丁目2番4号	06-6368-7322	06-6368-7322
がじゅまるヘルパーステーション	564-0011	岸部南二丁目34番14号ホップ201号室	06-4860-2800	06-4860-2921
ヘルパーステーションちいさな手	564-0011	岸部南一丁目21番7号	06-6319-2227	06-6319-2212
マリ〜ジエ岸部訪問介護事業所	564-0011	岸部南三丁目2番11号	06-6317-0882	06-6317-0883
あるく訪問介護サービス	564-0014	吹東町21番7号 住宅型有料老人ホームあるく吹東町	06-6170-5621	06-6170-5602
ワイズベース訪問介護	564-0023	日の出町16番6号 101	06-6318-2207	06-6318-2208
ヘルパーステーションあいかわ	564-0025	南高浜町32番19号	06-6317-6032	06-6317-0521
クローバー・ケアサポート	564-0026	高浜町10番17号 吹田ステーションビル1階	06-6105-9888	06-6105-9889
ケア21岸辺	564-0026	高浜町6番8号サウナビル102号室	06-6317-0721	06-6317-0821
居宅介護事業所さんいち	564-0026	高浜町9番2号 中央ビルC-1号室	06-6170-9061	06-6170-9062
かがやき訪問介護サービス	564-0027	朝日町23番14号	06-6318-1881	06-6318-1888
コスモス吹田	564-0027	朝日町3番305	06-4860-7910	06-4860-7911
ニチイケアセンター吹田	564-0027	朝日町27番14号 松岡ビル3階	06-4860-8161	06-4860-8163
訪問介護ステーションは〜とふる吹田駅前	564-0027	朝日町5番29号	06-6318-2202	06-6318-2203
おたがいさま倶楽部吹田事業所	564-0032	内本町二丁目2番29号 GSJ-内本町101号室	06-6155-9057	06-6155-9067
サポートベース凜	564-0032	内本町三丁目1番5号	06-6381-5175	06-6381-5176
訪問介護ステーション HIBISU吹田	564-0033	東御旅町9-19	06-6310-0140	06-6310-0141
ケアスイート吹田	564-0034	西御旅町3-21	06-6317-8118	06-6317-8119
アール介護サービスステーション	564-0036	寿町二丁目15番1号 秀幸ビル2階	06-6170-3535	06-6170-3433
ヘルパーステーションみんなのき	564-0036	寿町二丁目18番3号	06-6319-8965	06-6319-8366
訪問介護ステーションあんり吹田	564-0036	寿町二丁目24番11号	06-6318-3800	06-6318-3801

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
オールケア吹田	564-0041	泉町一丁目4-3-105	06-6155-8366	06-6155-8388
さくらそう吹田	564-0041	泉町一丁目23番地15号 第八関根マンション201号室	06-6192-7005	06-6192-7006
ヘルパーステーショントパーズ	564-0041	泉町五丁目1番1号 大幸ビル206号室	06-6338-8081	06-6338-8081
寿希の会	564-0041	泉町二丁目47番8号5階	06-6155-5222	06-4861-3400
訪問介護 一休江坂	564-0043	南吹田五丁目33番1号グランド江坂101号室Ⅱ	06-6170-1941	06-6170-1941
あもるケアサービス	564-0044	南金田二丁目14-4-1	06-7897-8647	06-7897-8648
ケア2 1 吹田	564-0044	南金田二丁目4番16号	06-6192-8220	06-6192-8221
ケアセンターいわみ	564-0044	南金田2-7-26	06-6337-7200	06-6337-7270
メルシー吹田	564-0044	南金田二丁目12番1号	06-6190-8377	06-6380-2250
杏心ヘルパーステーション	564-0044	南金田一丁目2番9号402号室	06-7410-3177	06-6836-7267
ケアステーションきりんがいくよ	564-0051	豊津町13番44号功江坂ビル302	06-6155-6831	06-6155-6886
ケアリッツ江坂	564-0051	豊津町54-23江坂パルク江坂305	06-6310-1295	06-6310-1296
スマイルせわ	564-0051	豊津町2番22-501号	06-6338-7022	06-6338-7025
A Mケア江坂	564-0052	広芝町3-29 イグビル第三江坂401	06-6193-0800	06-6193-0808
つなぐヘルパーステーション	564-0052	広芝町7番26号EPOCH江坂ビル407号	06-6330-6336	06-6330-6337
ホームヘルプサービスパワー	564-0052	広芝町3-29イグビル第三江坂604	06-6192-8008	06-6192-8009
かすみそうホームケア	564-0062	垂水町一丁目43番3号	06-6338-6555	06-6338-6554
セントケア吹田	564-0062	垂水町1-1-8 ビル 豊津2階	06-6337-2510	06-6337-2511
トラスト訪問介護	564-0062	垂水町一丁目5番28号 豊津ハイツ103号室	06-6170-8876	06-6170-8877
ニチイケアセンター垂水町	564-0062	垂水町三丁目4番27号 山本ビル201号室	06-6190-6778	06-6190-6827
ヘルパーステーション Carnelian	564-0062	垂水町三丁目16番39号グランドタワー211号室	06-6170-4429	06-6170-4429
ゆうおんケア	564-0062	垂水町二丁目4-37 IB豊津213号	06-6879-1822	06-6879-1823
あーす	564-0063	江坂町一丁目6番8号 三功ビル100号	06-6386-9108	06-6386-9120
ヘルプサービスセイハロー	564-0063	江坂町一丁目23番17号喜巴ビル301号室	06-6385-4102	06-6385-4166
株式会社やさしい手江坂訪問介護事業所	564-0063	江坂町一丁目17番26号 イブリー江坂4階	050-1751-5948	050-3730-7770
恵ケア吹田江坂ヘルパーステーション	564-0063	江坂町三丁目17番30号ミレー江坂006E号室	06-6868-9158	06-6868-9159
訪問介護本舗 海風	564-0063	江坂町一丁目20番30号 江坂506号室	06-7891-0805	06-7164-3519
あざらし居宅介護	564-0073	山手町三丁目29-30-302	080-8911-5411	03-4333-7998
スーパー・コート吹田訪問介護事業所	564-0073	山手町四丁目14番6号 山手式番館101号	06-6310-4852	06-6310-4853
ハート介護サービス吹田	564-0073	山手町1-8-13 1階事務所	06-6339-9067	06-6339-9068
障害福祉サービス事業高寿園（居宅介護）	564-0073	山手町一丁目1番1号	06-6389-2751	06-6387-2243
あるふぁ昭和介護センター	564-0082	片山町四丁目14番23号	06-6310-0470	06-6310-0480
かなで〜るケアサービス	564-0082	片山町三丁目2番33号カナルビル3F	06-6170-9263	06-6170-9265
ケアステーションあいうえお	564-0082	片山町四丁目27番32号	06-6386-0101	06-6339-7730
ヘルパーステーションポポロ	564-0082	片山町四丁目38番36-1号 2階	06-6339-3350	06-6339-6001
らいむ・らいと	564-0082	片山町二丁目11番63号 第10関根マンション2階店舗	06-6170-8626	06-6170-8626
愛テレサヘルパーステーション	564-0082	片山町三丁目33-9マツトマンション303	06-6339-2326	06-6369-7148

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
ハッピースタッフ吹田	564-0083	朝日が丘町13番1号-B1階	06-6368-7090	06-6368-7096
訪問介護サービスステ	565-0806	櫻切山4番3号2階	06-6170-1117	06-6875-1011
ヘルパーステーション希望 千里丘	565-0813	千里丘下3-1-203	06-6310-2895	06-6310-2896
ケア2 1 千里丘	565-0816	長野東12番32号 1st千里丘	06-6816-8421	06-6875-5621
まごころ介護ベっぴんさん	565-0816	長野東11番16号 第1ビル1階	06-4864-9988	06-9864-9989
ヘルパーステーション エベッサ吹田	565-0817	長野西10番16号201号室	06-6318-7612	06-6318-7613
Kファースト	565-0821	山田東一丁目18番10号 マンション・リサーチ1206号	06-4798-5012	06-4798-5013
ケア2 1 山田	565-0821	山田東四丁目8番21号 辻本ビル2階	06-6877-3321	06-6877-4021
ケアステーションフクちゃん	565-0821	山田東一丁目10番34号 ライオンビル新小川103号	06-6877-2973	06-6877-2983
ニチイケアセンター山田	565-0821	山田東四丁目10番3号 山田イースト1階105号	06-6816-9961	06-6877-6903
ハートフル・ケア居宅介護支援センター訪問介護事業部	565-0821	山田東二丁目10番6号 高橋ビル2階	06-6876-8020	06-6876-8099
介護ステーション ひまわり	565-0821	山田東四丁目11番10号 アースパーク千里山田203	06-6878-2778	06-6170-2860
介護ステーションスマイル訪問介護事業部	565-0821	山田東二丁目43番6号	06-6816-1313	06-6816-1888
特定非営利活動法人ライフサポートりぼん	565-0821	山田東四丁目9番16号	06-6816-8071	06-6816-7588
特定非営利活動法人自立生活センター・FREE	565-0821	山田東二丁目43番6号3階	06-4860-8766	06-4860-8767
訪問介護事業所まいんぐ	565-0821	山田東四丁目7番4号	06-7506-6775	06-7506-8741
いのこの里ヘルパーステーション	565-0824	山田西一丁目26番27号	06-6877-7020	06-6816-5111
ケアステーションありす	565-0824	山田西三丁目21番14号 1階	06-6816-8113	06-6816-8105
ヘルパーステーション吹田の風	565-0824	山田西一丁目2番27号(101)	06-6816-7001	06-6816-7009
株式会社エリアライズジャパン訪問介護ひなた	565-0824	山田西一丁目2番3号	06-6318-5301	06-6318-5302
「らんぶ」介護サービスセンター	565-0832	五月が丘南28-26 1stビル 2F	06-6836-8588	06-6836-8688
イリヤ福祉サービスすいた	565-0832	五月が丘南9番10号 プールガール五月が丘202	06-6821-6666	06-6821-6668
ステーションそよかぜ	565-0832	五月が丘南11番12号	06-6190-5681	06-6190-5691
ソロル訪問介護	565-0832	五月が丘南31番10-105号号	06-4400-8495	06-7222-9286
ヘルパーステーションあいふりー	565-0832	五月が丘南14-25-202	06-7890-7573	06-7890-7573
ヘルパーステーションコスモス	565-0832	五月が丘南14番25-401号室	06-6369-7081	06-6369-7081
こねくとらいふ	565-0834	五月が丘北23-43 五月が丘イーストビル2階202号	06-6155-8810	06-6155-8802
サニーヒル介護センター	565-0834	五月が丘北14番7号 第3吉川コーポ 203号	06-6170-2605	06-6170-2670
あゆむケアセンター	565-0836	佐井寺三丁目1-25	06-6155-8206	06-6155-8216
ケアステーション愛	565-0836	佐井寺四丁目50番17号 北谷テラスビル102号	06-6821-7555	06-6185-7656
まめと訪問介護	565-0836	佐井寺一丁目1-4	06-6318-9710	06-6318-9711
ケアスイート千里山	565-0837	佐井寺南が丘12番21号	06-6388-0303	06-6388-9899
いつき介護支援センター	565-0841	上山手町8-4-101	06-6155-7552	06-6155-7504
ヘルパーステーションマヨ	565-0842	千里山東二丁目20番4号	06-6170-1784	06-6170-1786
自立へるぶ・はあてー	565-0842	千里山東四丁目19番13号	06-6389-8777	06-6385-9828
旬	565-0842	千里山東一丁目17番29号	06-6368-9980	06-6368-9981
千里山東ヘルパーステーション	565-0842	千里山東一丁目7番20号 岡本ビル2階	06-6380-3915	06-6170-9411

事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
かけはし	565-0843	千里山松が丘10番25号	06-6388-3993	06-6388-3997
エルケア株式会社エルケア千里山ケアセンター	565-0851	千里山西一丁目41番12号ｸﾞﾗﾌﾞﾙ千里山12号室	06-6339-2422	06-6339-2423
ケアステーション千里	565-0851	千里山西五丁目47-17千里山ﾊﾞｲﾌﾞﾙ101号	06-7222-2992	06-7222-2992
そらふねケアサポート	565-0851	千里山西六丁目63番27号千里ｸﾞﾗﾌﾞﾙ203号	06-6193-1165	06-6193-1166
ヘルパーステーション幸千里山	565-0851	千里山西一丁目37番46号ｷﾞﾌﾞﾙ千里山103号	06-6380-2502	06-6380-2502
プレーゴ緑地公園ヘルパーステーション	565-0852	千里山竹園一丁目29番1号	06-4861-3138	06-6170-1231
あさりケアサービス	565-0853	春日1-1-1 TATSUMI緑地公園506号	06-7898-5612	06-7173-6727
青藍荘ヘルパーステーション	565-0855	佐竹台二丁目3番1号	06-6871-5069	06-6871-2326
ニチイケアセンター南千里	565-0861	高野台一丁目6番2-104号	06-6836-6565	06-6872-3677
つくもヘルパーステーション	565-0862	津雲台四丁目7番2号	06-6873-7773	06-6873-7774
ヘルパーステーションエブリデイ	565-0862	津雲台七丁目5番 三国ﾀｲﾃﾞﾙ203号	06-6170-6071	06-6170-6061
ライフサポートつるかめ	565-0862	津雲台四丁目1番8号	06-6871-9333	06-6871-9334
ケアステーションL (える)	565-0873	藤白台二丁目9番1-115号	06-6835-7678	06-6835-7667
大阪広域	565-0873	藤白台二丁目1番17号101	050-3636-7296	042-452-8029
スロースロー	565-0874	古江台5-1-1ｷﾞﾌﾞﾙ千里310号室	070-8333-9783	
ニチイケアセンター北千里	565-0874	古江台四丁目2番25-202号	06-6836-3257	06-6836-3267
社会福祉法人英芳会ヘルパーステーション「サニー」	565-0874	古江台六丁目2番6号	06-6871-2113	06-6871-2134
リードヘルパーステーション	565-0875	青山台二丁目1番1号2階	06-6873-9201	06-6835-5255

別表9 日中一時支援事業所（令和7年7月1日現在）

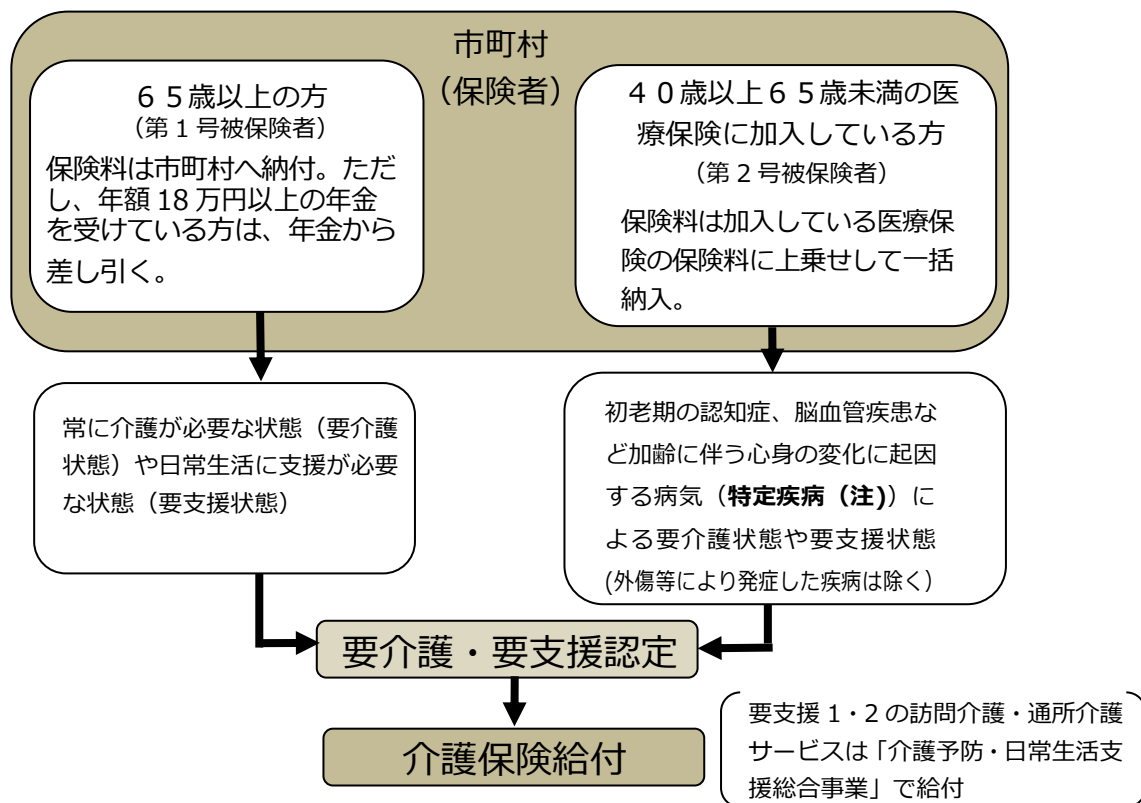
事業所名	郵便番号	所在地	電話番号	FAX番号
障害福祉サービス事業 [常照園短期入所センター]	564-0063	吹田市江坂町三丁目40番23号	(06)6386-9722	—
YY PLACE	564-0012	吹田市南正雀1-19-4	06-6734-5518	—
あおぞらクラブ3	564-0031	吹田市元町19番8号 ビッグワンビル2階	(06)6170-4103	(06)6170-4104
あおぞらクラブ2	565-0861	吹田市高野台1丁目6番13号2階	(06)6319-9270	(06)6319-9271
日中一時支援事業 わかば	565-0862	吹田市津雲台四丁目1番9号	(06)-4860-6417	(06)-4860-6418

介護保険と障がい者福祉施策

介護保険はどういう制度ですか

介護保険制度は

- 介護を必要とする状態になっても、自立した生活ができるよう、高齢者の介護を社会全体で支える仕組み。
- 保険料を負担し、介護サービスが必要な時に保険給付を受けることができる社会保険の仕組み。



(注) 特定疾病の範囲

- | | | |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・筋萎縮性側索硬化症 ・後縦靭帯骨化症 ・骨折を伴う骨粗しょう症 ・多系統萎縮症 ・初老期における認知症
〔アルツハイマー病、血管性認知症など〕 ・脊髄小脳変性症 ・脊柱管狭窄症 | <ul style="list-style-type: none"> ・早老症(ウエルナー症候群など) ・糖尿病性神経障害、糖尿病性腎症及び糖尿病性網膜症 ・脳血管疾患
(脳出血、脳梗塞など) ・進行性核上性麻痺、大脳皮質基底核変性症及びパーキンソン病(パーキンソン病関連疾患) | <ul style="list-style-type: none"> ・閉塞性動脈硬化症 ・関節リウマチ ・慢性閉塞性肺疾患
〔肺気腫、慢性気管支炎など〕 ・両側の膝関節又は股関節に著しい変形を伴う変形性関節症 ・がん(がん末期) |
|---|---|--|

- 40歳以上であれば、以下の介護保険適用除外施設に入所している方を除き、障がい者や難病等患者の方も被保険者になります。

介護保険適用除外施設

- ・障がい者支援施設
- ・重症心身障がい児施設
- ・労災特別介護施設
- ・救護施設〔生活保護法の施設〕

など

障がい者(児)に対する福祉サービスと介護保険のサービスについて

障がい者（児）に対する福祉サービスの主なものは、次のとおりです。

居宅介護（ホームヘルプ）	就労移行支援
重度訪問介護	就労継続支援
同行援護	就労定着支援
行動援護	共同生活援助（グループホーム）
療養介護	自立生活援助
生活介護	相談支援
短期入所（ショートステイ）	障がい児通所支援（放課後等デイサービス）
重度障がい者等包括支援	自立支援医療
施設入所支援	補装具
自立訓練	移動支援事業
宿泊型自立訓練	地域活動支援センター
	福祉ホーム

介護保険のサービスの主なものは、以下のとおりです。

訪問介護 (要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業で提供)	福祉用具貸与
訪問入浴介護	居宅介護支援
訪問看護	住宅改修費の支給
訪問リハビリテーション	地域密着型サービス
居宅療養管理指導	介護老人福祉施設
通所介護 (要支援1・2の方は介護予防・日常生活支援総合事業で提供)	介護老人保健施設
通所リハビリテーション	介護医療院
短期入所生活介護	介護療養型医療施設
短期入所療養介護	介護予防サービス
特定施設入居者生活介護	地域密着型介護予防サービス
特定福祉用具販売	介護予防支援

上記のうち、障がい者に対する福祉サービスと介護保険のサービスとで共通のものは、原則として介護保険から受けていただくこととなります。

また、それぞれのサービスの内容・受給の手続方法等の詳細については、市の担当窓口にてお問い合わせください。

編集・発行 吹田市福祉部障がい福祉室
所在地 吹田市泉町1丁目3番40号
電 話 06-6384-1346～9 (直通)
06-6170-4816 (直通)
ファックス 06-6385-1031
発行年月 令和7年10月

【手帳交付、手当、助成等／重度障がい者医療、自立支援医療等】(116番窓口)

TEL : 06-6384-1347 Mail : kyufu-shogai@city.suita.osaka.jp

【基幹(支給決定)・支給管理】(115番窓口)

TEL : 06-6384-1348・1346 Mail : kikan-shogai@city.suita.osaka.jp

この冊子は2,000部作成し、1部当たりの単価は132円です。